

令和 3 年 3 月 3 日開会

令和 3 年 3 月 23 日閉会

令和 3 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

令和3年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月3日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	8
町長挨拶	8
開会の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
諸般の報告	10
選任第1号の上程、採決	12
議案第1号～承認第1号の上程、説明	12
報告第1号の上程、説明	24
諮問第1号の上程、説明、意見、採決	24
選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	25
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
散会の宣告	39

第 2 号 (3月5日)

出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	41

職務のため会議に出席した者の役職氏名	41
議事日程	42
開議の宣告	43
議事日程の報告	43
議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について	43
議案第7号～議案第25号及び承認第1号の各委員会付託について	43
一般質問	44
松田晴光君	44
森内哲也君	48
川鰐実希子君	55
池田年夫君	62
散会の宣告	70

第 3 号 （3月23日）

出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	71
職務のため会議に出席した者の役職氏名	71
議事日程	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73
特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決	73
閉会中の継続審査について	105
町長挨拶	105
閉会の宣告	106
署名議員	107

三宅町告示第 10 号

令和 3 年 3 月三宅町議会第 1 回定例会を
次のとおり招集する

令和 3 年 2 月 16 日

三宅町長 森 田 浩 司

記

- 1. 招集日時 令和 3 年 3 月 3 日 水曜日
午 前 10 時 00 分 開 会
- 1. 招集場所 三宅町役場 3 階 議会議場

令和3年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和3年3月 3日水曜日

21日間

令和3年3月23日火曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	3月3日 水曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・提案説明)
第2日目	3月4日 木曜日		休会
第3日目	3月5日 金曜日	午前9時30分	定例会再開 (一般質問)
第4日目	3月6日 土曜日		休会
第5日目	3月7日 日曜日		休会
第6日目	3月8日 月曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明・質疑)
第7日目	3月9日 火曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会 (歳入、歳出予算説明・質疑)
第8日目	3月10日 水曜日	午後1時30分	総務建設委員会
第9日目	3月11日 木曜日		休会
第10日目	3月12日 金曜日	午後1時30分	福祉文教委員会
第11日目	3月13日 土曜日		休会
第12日目	3月14日 日曜日		休会
第13日目	3月15日 月曜日		休会
第14日目	3月16日 火曜日		休会
第15日目	3月17日 水曜日		休会
第16日目	3月18日 木曜日		休会
第17日目	3月19日 金曜日		休会
第18日目	3月20日 土曜日		休会
第19日目	3月21日 日曜日		休会
第20日目	3月22日 月曜日		休会

第 2 1 日 目	3 月 2 3 日 火曜日	午前 1 0 時 0 0 分	定 例 会 再 開
-----------	---------------	----------------	-----------

令和3年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和3年3月3日水曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	監 査 委 員	片 岡 嘉 夫
総 務 部 長	岡 橋 正 識	みやけイノベーション推進部長	宮 内 秀 樹
住民福祉部長	岸 部 聖 司	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
会 計 管 理 者	吉 田 明 宏		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	村 島 有 紀

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和3年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和3年 3月 3日 水曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| | (2) 三宅町議会改革調査特別委員委員長報告 |
| 日程第4 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第6 | 議案第2号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第7 | 議案第3号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第4号 令和3年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第5号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第6号 令和3年度三宅町水道事業会計予算について |
| 日程第11 | 議案第7号 令和2年度三宅町一般会計第8回補正予算について |
| 日程第12 | 議案第8号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算について |
| 日程第13 | 議案第9号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第11号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第13号 三宅町交流まちづくりセンター設置条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第21	議案第17号	三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第18号	三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第19号	三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第20号	三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第21号	三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第22号	三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第23号	三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第24号	三宅町企業立地のための事業協力促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第25号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第30	承認第1号	(専決処分事項報告) 令和2年度三宅町一般会計第7回補正予算について
日程第31	報告第1号	(専決処分事項報告) (仮称) 三宅町複合施設新築工事請負契約の変更の締結について
日程第32	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第33	選挙第1号	三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第34	発議第1号	三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	発議第2号	監査請求に関する決議案
日程第36	一般質問について	

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 本日令和３年３月三宅町議会第１回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日提案されております議案については、令和３年度一般会計予算をはじめとする選任１件、議案２５件、承認１件、報告１件、諮問１件、選挙１件、発議２件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和３年３月三宅町議会第１回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中、ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、議員の皆様方には、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを、改めて重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、政府の月例経済報告によると、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さ見られるとされ、個人消費はこのところ弱含んでいる、設備投資はこのところ持ち直しの動きがみられ、企業収益は、非製造業では弱さがみられるものの、総じて見れば、持ち直しているとしております。

先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れのリスクの高まりに十分注意する必要があると結んでいます。

そのような情勢の中、本町では、三宅町総合計画に掲げる各施策の実行はもとより、中長

期的な行財政運営視点の下、これまでに発行した過疎対策事業債等の起債償還計画を考慮し、適正かつ目的を絞った予算規模となるよう努め、一般会計予算においては、全体で前年比マイナス13.9%、5億9,000万円減少の36億4,000万円とし、性質別には、物件費、扶助費、公債費など人件費を含む経常的経費で1.5%増の30億2,853万円、普通建設事業費等の臨時的経費においては51%減の6億1,147万円を計上する新年度予算の編成を行ったところでございます。

本定例会にご提案いたしておりますのは、令和3年度一般会計予算をはじめ国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の新年度予算並びに令和2年度各会計の補正予算を合わせて11件、条例の制定並びに一部改正を合わせて13件、規約の変更1件、専決処分事項報告2件、諮問1件の合わせて28件の重要案件をご提案申し上げるものでございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、令和3年3月三宅町議会第1回定例会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により1番議員、久保憲史君及び2番議員、川鰐実希子君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日より3月23日までの21日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月23日までの21日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付いたしておりますとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（辰巳光則君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

片岡代表監査委員より監査報告を求めます。

片岡監査委員。

○監査委員（片岡嘉夫君） それでは、報告させていただきます。

監査委員報告。去る2月17日に、令和2年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

令和2年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和3年3月3日、代表監査委員 片岡嘉夫。

○議長（辰巳光則君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を求めます。

委員長、松本 健君。

○議会改革調査特別委員会委員長（松本 健君） それでは、三宅町議会改革調査特別委員会の報告を行わせていただきます。

議会改革調査特別委員会は、前回12月の第4回定例会での報告の後、本日までの間、12月18日、1月15日、2月19日の計3回開催しました。これまでの通算回数は17回となります。

以下に、本委員会での討議内容を報告します。

まず、条例、規則等の見直しについては、委員会の傍聴、本会議での討論の方法、傍聴者への制限などについて議論し、三宅町議会委員会条例、三宅町議会会議規則、三宅町議会運営委員会設置要綱について具体的な変更内容を決めることができました。傍聴規則については、意見をまとめ上げることができず、棚上げとなっています。

議論の内容としては、反対意見として、今回上げられている変更内容の中に、委員会の公開や本会議での討論で、反対討議がなくとも賛成討議を可能とするといったものがあるが、これらは、ここ数年で議会内の申合わせにより既に実現しているものである。誰もそれを否定していない内容であり、ここで改めて条例、規則を改定するまでのことではないという意見。対して、ここ数年で実現に至ったこれらのことを明文化しておくことこそ必要という意見が最後まで平行線をたどり、最後は多数決により決したというものでありました。

次に、議会による事業評価についてです。

議会による事業評価の具体的な進め方としては、まず、3月議会での予算審査議決後に、2つの常任委員会それぞれで当年度事業評価を行う事業を選定する。その後、事業の執行期間中、継続的に常任委員会にて調査、研究、評価を行っていき、1年半後の決算認定のときに提言を行うというフローを基本とすることで、特別委員会内での合意を取ることができました。

3番目のテーマは、議会の動画公開です。

現在、本会議については、役場内でのモニター中継があり、その動画のDVD保存が行われています。また、委員会についても、音声レコーダーでの記録が行われているといった状況です。奈良県下では、上牧町が本会議、委員会ともユーチューブでの動画中継を行っており、データはそのまま公開し続けられているといった事例があります。

この先、三宅町議会での実施に当たっては、主要なルールや取決めを定めた要綱の作成が必要と考えており、その要綱内に、対象とする会議、公開場所、公開時期、編集やコメントの作成の有無などを記した上で実施していくこととなりました。

なお、本特別委員会で、この先議論を予定していた議員定数の見直しについては、今回の第1回定例会に、本特別委員会からの提出ではなく、議員提案で議案が提出されておりますので、本日、本会議で討論していくことになると思われます。

さて、この先、本特別委員会に残るテーマとしては、議会報告会と議会だよりがありますが、ようやく活動の終わりが見えてきました。委員各位におかれましては、引き続き、ご協

力のほどをよろしくお願いいたします。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） 以上で委員長の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

予算審査のため、予算審査特別委員会の委員会条例第5条第1項の規定により設置し、同条第2項の規定により、8名の委員と議長をオブザーバーとした議員全員を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長及び委員8名をもって構成する予算審査特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名については、委員会条例第12条の規定がありますが、私のほうで指名をしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の指名をさせていただくこととします。

それでは、特別委員会委員長に松本 健君、副委員長に久保憲史君を指名いたします。

◎議案第1号～承認第1号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算についてより、日程第30、承認第1号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第7回補正予算についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算についてより、日程第30、承認第1号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第7回補正予算についてまでの議案25件、承認1件を一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読は省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年3月三宅町議会議会第1回定例会の開会に当たり、当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに、予算編成の基本姿勢、各提出議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

国における令和3年度一般会計予算の概算総額は106兆6,097億円と、前年度当初予算比で3兆9,517億円の増加となっており、令和2年度第3次補正予算と合わせ、感染症対策に万全を期しつつ、中長期的課題であるデジタル社会、グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など、全世代型社会保障制度にも対応する予算とされております。

一方、地方財政は、総務省の地方財政対策のポイントによると、一般財源総額について、交付団体ベースで実質前年度2,000億円上回る62兆円を確保したとされ、地方交付税は前年度比9,000億円増の17兆4,000億円を確保するとともに、臨時財政対策債の増加額を可能な限り抑制したとされています。しかしながら、地方財政を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の減収が見込まれる中、これまで積立てを行ってきた各目的別基金を有効に投入しつつ、今後も地方創生臨時交付金や新たな補助金制度の活用と緊急防災・減災事業債をはじめとする有利な起債発行など、これまで以上に財源確保を前提とした行政運営を行っていく必要があります。

一方、奈良県の予算案については、新型コロナウイルス感染症による税収の減を見込み、一般会計においては、前年度予算比マイナス4.3%の5,366億円となっておりますが、奈良県都づくり戦略に基づく取組として栄える都をつくる、にぎわう都をつくるをはじめ9つの戦略を柱に、奈良モデルの実行として、本町の発展にとって大きな期待となる大和平野中央ブ

プロジェクトの推進が新たに掲げられ、一般施策経費で38億円の減少の1,444億円、投資的経費では841億円を計上し、基金を活用した公債費の減少など、新型コロナウイルス感染症対応費や社会保障関係経費の増加に対応した予算が計上されております。

本町の財政状況は、令和元年度決算において、経常収支比率は前年度より0.4ポイント改善し88.2%となり、県平均の98.0%、全国平均の93.6%を下回っております。また、基金残高におきましては、財政調整基金、公債償還基金を合わせ、令和3年1月31日現在で約17億1,000万円となっており、公共施設整備基金等の目的別資金を合わせ約23億6,500万円となっております。また、財政健全化法による実質公債費率は、前年比プラス1ポイントの9.9%、将来負担比率については、マイナス5ポイントの32.6%となりました。

早期健全化基準においては、現在、健全な段階にあると言えますが、財政力指数は平成30年度単年で0.310、3か年平均0.311であり、若干の上昇は見られますが、弱い財政基盤であることは変わりません。自主財源である町税では、その徴収率は99.8%と令和元年度実績も県内1位となっておりますが、人口減少とコロナ禍における税収総額の減少は避けられない状況であります。

そのような状況下、令和3年度は、本町にとって大きな節目の年であります。

3大重点施策となる交流まちづくりセンターM i M oの開業、野球グローブ生産100周年、大和平野中央プロジェクトの推進による県立大学工学系学部の誘致に加え、目下の最重要課題である新型コロナウイルスワクチン接種事業には、全庁一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

したがいまして、令和3年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式への対応に向け、コロナ禍に向けた政策予算を基本とし、未来の三宅町をつくり上げるための重点施策として、ポストコロナ時代の新たな日常の実現を推進しつつ、交流まちづくりセンターM i M oの運営、生活インフラの整備、子育て支援の充実、ICT教育等の推進、防災力の強化など、住民生活にとって必要性、緊急性、有効性の高い施策に取り組み、人口の安定化に向けた総合戦略の目標を確実に達成する取組を図ることを目標とした予算編成を行い、ご審議を賜るものでございます。

それでは、新年度予算の全体像について、担当部局別に主なものを述べさせていただきます。

まず、みやけイノベーション推進部では、移住定住促進事業において、新婚世帯への支援と東京圏在住者の移住支援に重きを置いた制度とし、地域公共交通事業の継続的観点からの

見直し、公共施設総合管理計画改訂による中長期的な財政負担の平準化、交流まちづくりセンター費を新規に計上し、地域おこし協力隊の人材活用を含め運営体制を確立してまいります。

総務部では、地域における安心安全を支援するため、自治会等防犯カメラ設置補助事業を創設、官民連携による外部人材登用の推進、地域BWAの推進、庁内における働き方改革のためテレワークとオンライン会議、デジタル社会への業務対応の効率化に向け全庁を挙げてDX推進に取り組んでまいります。

住民福祉部では、特定健診・特定保健指導の推進、高齢者健康診査・健康相談の推進、第8期介護保険事業計画の推進により、医療費の抑制と介護予防・認知症対策への取組を行ってまいります。

また、戸籍システムの1町2村共同運用によるサーバ機器リプレイス及び戸籍情報連携システムの改修、マイナンバーカードの普及促進を進めてまいります。

健康子ども局では、子育て支援策として、みやけまちいくパートナーシップ事業を推進し、子育てシェア人材の発掘・育成からシェアリングエコノミーの活用による頼りあいのまちづくりを進め、新たに助産師による産後ケア事業、幼稚園における紙おむつのサブスクリプションサービスによる保護者・保育士の負担軽減を図ってまいり、健康寿命の延伸と介護予防・医療費抑制に資する一貫した健康施策を推進してまいります。

また、住民福祉部と健康子ども局にわたり、高齢者と障害のある方の成年後見人制度利用支援事業の拡充に取り組みます。

まちづくり推進部では、企業立地促進のため、引き続き、三宅1号線道路整備事業、地籍調査事業の推進、道路橋梁の点検補修、野球グローブ生産100周年事業、水稻病虫害防除事業として効果検証の実施、また、公共下水道特別会計の公営企業会計への移行、水道広域化事業、山辺・県北西部広域環境衛生組合による自治体の広域連携の推進についても着実な準備を図ってまいります。

教育委員会では、ICT教育の推進のため、学校現場の支援員、GIGAスクールサポーター配置、引き続き、特別支援教育支援員と子どもと親の相談員の配置を行い、小中学校給食の公会計化を実施することにより、教職員の働き方改革に取り組んでまいり、三宅古墳群調査では、令和2年度までのアンノ山古墳の調査で新たに見つかった古墳の範囲確認調査を実施いたします。また、歴史学習やカルチャー講座など生涯学習講座の充実、職員研修としても取り入れ、住民の皆様とともに開講をしている人権学習講座の継続、マラソン大会の実

施など、文化・教育・スポーツ振興の分野においても、より創意工夫を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上、部局別に主要な施策について述べさせていただきました。

なお、昨年度まで財源に組み入れていた過疎対策事業債は発行できないことから、基礎自治体として取り組むべき課題に対して限られた財源を活用し、各部局において創意工夫の下、新年度の町政運営に必要とする施策を盛り込んだ新年度の予算編成を行ったものでございます。

そして、新年度は、三宅町交流まちづくりセンターMiMoの7月プレオープン、12月グラウンドオープンを控えております。現在も室内備品の調達や地域おこし協力隊の募集等の準備を進めているところでございますが、開業に向けた組織体制づくりのため、新たに政策推進課にMiMo運営室を新設する予定をしております。また、併せて行政事務分掌の変更と一部の課の再編を行う予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今議会に上程いたしました各議案ごとに説明を申し上げます。

議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書の歳出より説明をいたしますので、46、47ページをご覧ください。

まず、款1 議会費においては、議会運営費、議員報酬、事務局人件費等として、前年度比マイナス0.9%、56万円減の6,384万3,000円を計上いたしております。

続いて、46、47ページ下段から68、69ページ上段までをご覧ください。

款2 総務費において、項1 総務管理費では、目1 から3 の一般管理費、文書広報費、財産管理費で、退職手当組合特別負担金の減少、目4 から9 の企画費、公平委員会費、諸費、交流まちづくりセンター費、財政調整基金費、ふるさと納税基金費では、複合施設建設事業費の減少により、前年度比7億1,406万2,000円減の6億7,072万円を計上しております。

項2 徴税費は、前年度より165万8,000円増の5,835万7,000円を計上しております。

項3 戸籍住民基本台帳費は、電算事務委託料、備品購入費の増加に伴い、前年度より1,408万4,000円増の2,665万1,000円を計上しております。

項4 選挙費では、衆議院選挙執行経費が増加し、前年度より246万2,000円増の1,333万6,000円を計上しております。

項5 統計調査費では、国勢調査に係る経費が減少し、前年度より369万4,000円減の34万1,000円、項6 監査委員費は、印刷製本費の増加により、前年度より5,000円増の39万1,000円を計上し、款2 総務費全体では、前年度比マイナス47.6%、6億9,954万7,000円減の7億

6,979万6,000円を計上いたしました。

68、69ページ下段から82、83ページ上段までをご覧ください。

款3 民生費において、項1 社会福祉費では、扶助費の増加などにより、前年度比958万6,000円増の7億5,808万5,000円を計上し、項2 児童福祉費では、給与費、共済費等の減少により、前年度比1,283万5,000円減の3億9,224万1,000円を計上し、款3 民生費全体では、マイナス0.3%、324万9,000円減の11億5,032万6,000円を計上いたしました。

82、83ページ下段から88、89ページ中段までをご覧ください。

款4 衛生費において、項1 保健衛生費では、磯城休日応急診療所運営負担金等の増加により、前年度比1,517万9,000円増の1億4,710万8,000円を計上し、項2 清掃費では、ごみし尿処理委託料が減少により、前年度比1,768万9,000円減の9,784万4,000円を計上し、項3 上水道費では、磯城郡水道広域化に伴う一般会計出資債の繰出金1,160万円を新たに計上したことから、款4 衛生費全体ではプラス3.7%、915万7,000円増の2億5,655万2,000円を計上いたしました。

88、89ページ下段から92、93ページまでをご覧ください。

款6 農林水産業費において、項1 農業では、ため池ハザードマップ作成業務委託料の減少により、前年度マイナス19.8%、1,202万2,000円減の4,814万4,000円を計上いたしました。

同じく項2 林業費では、新たに森林環境譲与税基金65万5,000円の計上を行っております。

94、95ページ上段をご覧ください。

款7 商工費においては、野球グローブ生産100周年事業費等を計上し、前年度プラス2.8%、25万8,000円増の932万8,000円を計上いたしました。

94、95ページ下段から104、105ページ上段までをご覧ください。

款8 土木費において、項1 土木総務費では、人件費等の増加により、前年度より2,225万7,000円増の7,699万2,000円を計上し、項2 道路橋梁費では、道路維持費の公有財産購入費が減少し、道路新設費の三宅1号線道路整備事業の事業費が増加したため、前年度より6,083万8,000円増の2億1,461万1,000円を計上しております。

同じく項3 都市計画費では、委託料等の減少と公共下水道事業特別会計への繰出金の増加により、前年度より260万7,000円増の1億8,793万1,000円を計上し、項4 まちづくり費では、企業立地奨励金の減少から、前年度より39万1,000円減の119万2,000円を計上し、項5 住宅費では、人件費等の減少に伴い、前年度より82万9,000円減の1,891万9,000円を計上し、款8 土木費全体では、前年度プラス20.3%、8,448万2,000円増の4億9,964万5,000円を計上い

たしました。

104、105ページ下段から108、109ページ上段までをご覧ください。

款9 消防費、項1 消防費では、消防総務費で、デジタル防災移動無線通信システム事業費が減少し、新たに消防出初式・ポンプ操法大会経費を計上したことから、差引き前年度比マイナス8.6%、1,526万6,000円減の1億6,256万7,000円を計上いたしました。

108、109ページ下段から124、125ページ上段までをご覧ください。

款10教育費において、項1 教育総務費では、人件費等の減少により、前年度より1,484万2,000円減の4,654万2,000円を計上いたしました。

項2 小学校費では、学校給食費の公会計化の実施に伴い、前年度より1,696万4,000円増の6,979万4,000円を計上し、項3 中学校費においては、式下中学校会計への負担金が増加し、前年度より349万8,000円増の6,265万5,000円を計上いたしました。

項4 幼稚園費では、私立幼稚園費助成費200万1,000円を新たに計上いたしました。

項5 社会教育費では、社会教育総務費は公民館費との人件費調整により1,591万8,000円の増加、これに伴い、公民館費は2,513万4,000円の減少、社会教育施設費、文化財保護費の需用費・委託料等が減少したことから、項全体で前年度より1,316万円減の4,905万8,000円を計上いたしました。

項6 保健体育費では、維持補修工事費が増加したことから1,800万7,000円を計上しており、款10教育費全体では、前年度比マイナス0.6%、143万5,000円減の2億4,805万7,000円を計上いたしました。

124、125ページ中段をご覧ください。

款12公債費においては、過疎対策事業債等の長期借入地方債の償還金元金が増加、利子は減少し、前年度比プラス12.5%、4,452万8,000円増の4億197万2,000円を計上いたしました。

続いて、款14予備費におきましては、前年度比プラス14.4%、365万4,000円増の2,911万5,000円を計上しております。

次に、歳入のご説明をいたします。

12、13ページにお戻りいただき、14、15ページ上段までをご覧ください。

款1 町税において、項1 町民税では、法人町民税の減収見込みにより2億9,334万1,000円、項2 固定資産税では、コロナ特例減額分による減収を見込み、前年度より678万8,000円減の2億3,149万1,000円、項3 軽自動車税では、環境性能割の減少を見込み2,045万7,000円の計上を行い、項4 の町たばこ税についても減少の3,821万2,000円と推計し、款1 町税全体では、

前年度比マイナス2.8%、1,667万3,000円減の5億8,350万1,000円を計上いたしました。

続いて、14、15ページ2段目から18、19ページの3段目までをご覧ください。

款2 地方譲与税では、項2 自動車重量譲与税から項5 森林環境譲与税までにおいて、前年比マイナス330万円減の1,995万4,000円を計上、款3 利子割交付金は、微減の172万円、款4 配当割交付金は、前年度プラス8.5%、56万4,000円の増、717万円、款5 株式等譲渡所得割交付金は、前年度比プラス8.1%、42万4,000円増の560万円、款6 法人事業税交付金は、前年度比プラス85.9%増の221万6,000円、款7 地方消費税交付金は、前年度比プラス0.3%、34万7,000円増の1億2,787万1,000円を計上し、款8 環境性能割交付金は、前年度比マイナス47.5%、190万円減の210万円、款9 地方特例交付金は、前年度比プラス25%、150万円増の750万円の計上をいたしました。

款10 地方交付税は、国の予算の地方交付税額の総額が全国ベースで17兆4,000億円を確保したとされており、本町においては、過疎対策事業債の交付税措置分を考慮し、令和3年度の普通交付税を15億2,600万円と見込み、特別交付税3億622万5,000円を合わせ、前年度比プラス10.4%、1億7,322万5,000円増の18億3,222万5,000円を計上いたしました。

続いて、18、19ページ下段から44、45ページまでをご覧ください。

款12 分担金及び負担金は、児童福祉・老人福祉事業等に係る個人負担金、式下中学校普通交付税負担金に中学校給食負担金等を合わせ、前年度比プラス22.1%、1,310万5,000円増の7,231万8,000円の計上を行いました。

款13 使用料及び手数料は、新たに交流まちづくりセンター使用料を計上し、各施設の使用料、道路占用料、町営住宅使用料、戸籍事務等の手数料、各種証明及び許認可の手数料で、前年度比マイナス3.3%、142万3,000円減の4,189万6,000円を計上いたしました。

款14 国庫支出金については、歳出経費を基に国庫補助事業の補助率から交付金、補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせて、前年度比マイナス2.3%、773万9,000円減の3億3,441万8,000円を計上いたしました。

款15 県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定を行い、県税徴収などの事務委託金等の収入見込みを合わせて、前年度比マイナス11%、2,156万8,000円減の1億7,387万6,000円を計上いたしました。

款16 財産収入については、普通財産の貸付・売払収入、基金利子収入を合わせて、前年度比プラス38.9%、377万7,000円増の1,347万7,000円を計上いたしました。

款17 寄附金については、新たにガバメントクラウドファンディング・企業版ふるさと納税

による財源確保に取り組むため、前年度比プラス22%、550万円増の3,050万1,000円を計上しております。

款18繰入金については、財源の収支不足を財政調整基金から取り崩し、ふるさと納税基金等を各事業に充当しており、公債償還調整基金の充当分を合わせて前年度比マイナス44.6%、6,994万4,000円減の8,687万6,000円を計上いたしました。

款19繰越金については、令和2年度決算による繰越金見込みとして前年度同額の1,000万円を計上いたしました。

款20諸収入については、税延滞金及び普通預金利子、住宅新築資金等貸付金償還金収入、自治総合センター助成金等を見込み、前年度比プラス32.6%、660万8,000円増の2,689万1,000円を計上いたしました。

最後に、款21町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債の借入れ見込み、公共施設等適正管理推進事業債等の借入れ予定を合わせて、前年度比マイナス72.2%、6億7,340万円減の2億5,980万円を計上いたしました。

以上のことから、令和3年度の一般会計予算額の総額は36億4,000万円となり、前年度比マイナス13.9%、5億9,000万円の減額となっております。

次に、議案第2号から議案第5号までの各特別会計についてご説明をいたします。

国民健康保険特別会計予算は、国民健康保険事業費納付金等の増加等により、前年度比プラス12.3%、8,900万円増の8億1,000万円、後期高齢者医療特別会計予算は、医療納付金の減少から前年度比マイナス2.3%、301万2,000円減の1億2,970万8,000円、介護保険特別会計予算は、介護給付費の増加等により前年度比プラス1%、800万円増の8億1,300万円、公共下水道事業特別会計予算は、公債費の減少により前年度マイナス7.5%、2,400万円減の2億9,400万円を計上しております。

4会計の総額は20億4,670万8,000円となり、前年度比プラス3.5%、6,998万8,000円の増額となっております。

次に、議案第6号 三宅町水道事業会計予算については、収益的収入2億8,658万4,000円、収益的支出9億8,180万2,000円、資本的収入8,750万5,000円、資本的支出1億1,581万9,000円を計上し、それぞれプラス36%からプラス2,021%増と大きな変動となっておりますが、磯城郡広域化事業と県水転換に伴う浄水場施設の廃止、解体費の計上が大きな要因となっております。

以上が議案第1号から議案第6号までの新年度予算の概要でございます。

予算執行に当たっては、年間を通して計画的な執行を徹底し、引き続き経常経費の見直しに取り組み、適切な入札執行や長期継続契約による経常経費の固定化、民間事業提案制度の検討など、事務コストの効率化とクラウドファンディングや企業版ふるさと納税など新たに計上を行った財源確保に取り組んでまいります。

なお、新年度の前半は、コロナウイルス接種事業について集中した事務執行が迫られることから、年間の全体執行については部局ごとに優先順位を持って取り組んでまいりたいと考えております。

また、新年度における地方創生臨時交付金対象事業は、補正予算にて対応してまいる所存でございますが、最新の情報収集と十分な議論を重ね、有効かつ迅速な事業展開ができるよう努めてまいりますので、議員皆様におかれましては、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第7号から議案第11号までの5議案は、令和2年度一般会計並びに各特別会計の補正予算であります。

令和2年度一般会計第8回補正予算では、地方創生臨時交付金の1次、2次交付に対応した事業の執行見込みによる配分調整を行うもの、入札差金や事業費の確定または事業の中止に伴う減額、扶助費、給付費における過不足について所要の補正を行ったものでございます。

このことから、第7回補正後の予算額に対し6,854万2,000円を減額し、52億9,141万1,000円と定める補正予算を計上しております。

続いて、国民健康保険特別会計第4回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ149万5,000円増額し、予算総額を7億2,489万3,000円とする補正予算、後期高齢者医療特別会計第3回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ106万2,000円増額し、予算総額を1億3,450万2,000円とする補正予算、介護保険特別会計第3回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ1,067万2,000円減額し、予算総額を8億2,014万1,000円とする補正予算、公共下水道事業特別会計第2回補正予算は、歳入歳出をそれぞれ125万3,000円増額し、予算総額を3億1,845万3,000円とする補正予算を行ったものでございます。

次に、条例の制定並びに一部改正についてご説明申し上げます。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年度に引き続き、令和3年度においても手当の額を除き、町長、副町長及び教育長の給与を減額するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第13号 三宅町交流まちづくりセンター設置条例の制定については、三宅町交流まち

づくりセンターMIMOの設置、名称、位置、使用料等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第14号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定する条文中、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2第1項が削除されることに伴い、この規定を引用して新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症と定義している条文を新型コロナウイルス独自の感染症の定義に改めるものでございます。

議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、給与所得控除、公的年金等控除の控除額を10万円引き下げ、基礎控除の額を10万円引き上げる改正が令和3年1月1日から施行されたことに伴い、ある程度所得がある給与所得者等が2人以上いる世帯について、不利益が生じないようにするための改正、低未利用土地の譲渡に係る長期譲渡所得について、100万円を控除することができるとした特別控除の新設に伴う改正及び国民健康保険税の減免に関わる規定について、国民健康保険の県広域化に伴い条文を奈良県統一のものに改めるものでございます。

議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険制度改正及び介護保険法第117条に規定する第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料第1号被保険者の保険料の改定を行おうとするものでございます。

議案第17号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年度介護保険制度改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、本条例を改正するものでございます。

議案第18号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年度介護保険制度改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、本条例を改正するものでございます。

議案第19号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年度介護保険制度改正に合わせ、国が定

める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、条例を改正するものでございます。

議案第20号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、令和3年度介護保険制度改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、条例を改正するものでございます。

議案第21号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定については、65歳以上の高齢者を対象とする無料入浴券が廃止されたことに伴い、町内に住民票を有する65歳以上高齢者の浴場利用料を一律100円に改正しようとするものでございます。

議案第22号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、本条例に規定されている雇用促進奨励金に関わる交付要件の1つである雇用者の定義に関する規定に関し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律が短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律に改められたことに伴い、改正を行うものでございます。

議案第23号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、本条例に規定されている雇用促進奨励金に係る交付要件の1つである雇用者の定義に関する規定に関し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律が短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律に改められたことに伴い、改正を行うものでございます。

議案第24号 三宅町企業立地のための事業協力促進条例の一部を改正する条例の制定については、本条例が引用している三宅町商業施設等立地促進条例の改正に伴い、条項の修正を行うものでございます。

次に、規約の変更1件についてご説明申し上げます。

議案第25号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、同組合を組織する地方公共団体のうち、葛城広域行政事務組合が解散され、組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

次に、専決処分事項報告1件についてご説明を申し上げます。

承認第1号 令和2年度三宅町一般会計予算第7回補正予算については、国の1月28日補正予算に即応し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月1日付で専決処分を行ったものでございます。コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保及び接種実施の

ための人件費、報償費、委託料等の予算を追加しており、第6回補正後の予算に対し、歳入歳出それぞれ2,451万1,000円を増額し、予算総額を53億5,995万3,000円と定める補正予算を行ったものであり、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを議会に報告しご承認をお願いするものでございます。

以上が今定例会に提出いたしました当初予算案6件、補正予算5件、条例の制定並びに一部の改正13件、規約の変更1件、専決処分事項報告1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する質疑は、3月5日の金曜日午前9時30分より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（辰巳光則君） 日程第31、報告第1号（専決処分事項報告）（仮称）三宅町福祉施設新築工事請負契約の変更の締結についてを議題とし、森田町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（森田浩司君） 報告第1号（仮称）三宅町複合施設新築工事請負契約の変更の締結については、令和2年6月議会で議決を賜り、工事請負契約を締結いたしました同工事の契約金額の変更を行うため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第6の規定により、令和3年2月12日付で専決処分を行いましたので、これを議会に報告するものでございます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第31、報告第1号 専決処分事項報告（仮称）三宅町複合施設新築工事請負契約の変更の締結については、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎諮問第1号の上程、説明、意見、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第32、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

町長。

○町長（森田浩司君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和3年9月30日をもって委員1名の任期が満了となることから、後任の委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。

住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

三宅町大字石見501番地の2、上松敏子、昭和23年5月14日、引き続きの推薦であります。

ご審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 意見なしと認めます。

お諮りします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第33、選挙第1号 三宅町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とし、直ちに選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名推選いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

これより三宅町選挙管理委員会委員を指名いたします。

氏名、武内義文、三宅町大字伴堂378番地の2。

氏名、上松良有、三宅町大字石見501番地の2。

氏名、秋山郁子、三宅町大字屏風440番地の42。

氏名、吉川雅彦、三宅町大字但馬395番地の1。

以上、選挙管理委員会委員4人の方を指名いたします。

続きまして、補充員を指名いたします。

補充員1番、氏名、藤本良矩、三宅町大字小柳219番地。

補充員2番、氏名、今西三治、三宅町大字三河677番地の1。

補充員3番、氏名、吉原嘉一郎、三宅町大字但馬285番地。

補充員4番、氏名、北岡秀介、三宅町大字屏風356番地。

以上、補充員として4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました武内義文氏、上松良有氏、秋山郁子氏、吉川雅彦氏を選挙管理委員会委員とし、補充員1番、藤本良矩氏、補充員2番、今西三治氏、補充員3番、吉原嘉一郎氏、補充員4番、北岡秀介氏を補充員として当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、8名の方が当選されました。

ただいま当選されました方々には、三宅町議会会議規則第33条第2項の規定により速やかに当選の告知をいたします。

三宅町選挙管理委員会及び補充員を代表して、武内義文さん、入場願います。

(武内選挙管理委員入場)

○議長(辰巳光則君) ただいま本会議において、選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました8名の方々を代表して、武内選挙管理委員会委員の挨拶を受けることにいたします。

演台のほうへどうぞ。

○選挙管理委員（武内義文君） 貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

一言ご挨拶申し上げます。

ただいま本定例会におきまして、三宅町選挙管理委員会委員に当選しました武内でございます。もとより微力ではございますが、諸先生方のご指導、ご鞭撻をいただき、公正な選挙の執行管理に向けて誠心誠意この重責を果たしたいと決意し、心に決めた次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第34、発議第1号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の瀬角議員より提案理由の説明を求めます。

瀬角清司君。

○3番（瀬角清司君） 議長のお許しを得ましたので、発議の提案理由を述べさせていただきます。

三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の説明をさせていただきます。

私たち議員の定数は、条例で定められた10人ですが、2人削減し、次の一般選挙から8人とすることを提案するものであります。

提案理由の1つ目としては、三宅町の人口現状であります。平成28年から約8,600人をピークに減少傾向が続き、令和3年1月現在では6,776人と、この30年で1,800人余りと急速に減少しております。さらに、今後の人口ビジョンによりますと、2030年代におきましては5,000人台、2050年代におきましては4,000人台に突入することが予想されております。議員1人当たりと住民の数のバランスを考えたものであります。

次に、2つ目といたしましては、前回の三宅町議会議員選挙において、無投票になったことであります。かろうじて定数の10人となりましたが、今後定数に達しない事態が起こり得

る懸念があるためであります。

定数削減は、議会機能の低下や議会無用論へ発展の危険性もありますが、それでも三宅町議会議員が自覚を持ち、これまで以上に議会活動に取り組み、議会の質を高めていくための奮励努力と研さんを積むことによって定数の削減は可能と判断し、この条例を改正するものであります。

議員各位のご支持をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりました。

日程第34、発議第1号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 自席からでいいですか。

では、ここでさせていただきます。

定数の削減は、議会あるいは議員の本質に関わる問題だと思っています。議会って何をするところなのか、そういうことですね。

4つ質問します。

1つ目です。本質に関わる問題だと思っています。定数削減については、議会特別委員会でも出てきた議題で、ちょっとそこで十分にもめなかったんじゃないかと私は考えていますが、十分に議論を尽くした上で出していただいたのかどうかというのが1つです。

2つ目、やはり先ほどの答弁があつたんですけれども、定数削減が住民さんのためになるという思いで出していただいた議案だと思います。議会改革特別委員会では、住民さんの意識のアンケートをしようねという話に進んでいたんですが、そこでも、ちょっと反対という意見を述べられていて、中止になったと思います。アンケートで住民さんの思いなんかを酌むチャンスだったのに、それが反対されたというのと、何かこれはどうしてかなというのがちょっと私は疑問に思っています。

3つ目です。

人口が減少するから議員も減らしましょうというようなことをおっしゃいました。人口何人ぐらいで議員は何人ぐらいが目安、何かそういう考える基準みたいなものがあれば教えていただきたいというのが3つ目です。

4つ目です。

無投票になったことも削減の理由ですというふうにお聞きしました。定数削減しても、やはりまだ無投票になるということも十分考えられるのではないかと私は危機感を持っていますけれども、無投票を避ける以外の対策として、定数削減以外に何かある、思っておられることがあれば、教えていただきたいというのが4つです。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） そしたら森内議員の4つの質疑にお答えさせていただきます。

まず、1番目に、定数削減の議論は議会改革委員会やほか委員会の中でも、私的には十分に議論されているものだと思われ、賛同者を得られましたので、発議を行いました。

なお、住民アンケートにつきましては、定数削減に特化したアンケートであれば、私は全然反対はしなかったんですが、ほかのアンケートに関して思うところがありましたので、そのアンケートのため、私は、アンケートは反対いたしました次第です。

3番目といたしまして、バランス的なんですけれども、提案理由にもありますように、今後、三宅町の人口が減少する中で、議員と住民の数のバランスを考慮し、先々を考えて、2つの定数削減を提案させていただいております。

また、県内におきましても安堵や高取、吉野町など、本町と人口比が似ておる町において、既に定数削減がされておられることも、発議の提案理由でもあります。

最後に、4つ目なんですけれども、無投票を避ける対策としましては、定数削減に附属して歳費を、議員の報酬を上げ、若い世代の参画を増やすような、無投票のないような対策になればと提案しております。

以上でお答えしたということになります。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ありませんでしょうか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 提案理由をお聞かせいただきましたが、その内容をかみ砕いていく中で、今回の提案を実現することでどういうメリットがあるのか、どういうデメリットがあるのか。誰がどういうメリットがあって、誰がどういうデメリットがあるのか。デメリットの場合には、こういうデメリットに対してどういう対処をするのかという観点で、もう一度質問したいと思います。

ちょっと付け足しますけれども、提案理由を説明いただいた中で、人口の状況が、人口が減ってきました、住民の数と議員との定数のバランスを取りますと。それはどういうメリッ

トがあるかと考えると、特にメリットはないと思います。人口の数とのバランスというよりも、本来は住民の代表として議員が選ばれる中で、住民の分布、例えば年齢層であったり男女であったり、住んでいるところであったり、そういうところの代表が出てくるという観点から見ると、人口が減っても人口の分布というのは特に変わりなくて、人口に必ずしも合わせる必要はないのではないかと思いますので、改めてメリットというのをお聞かせいただきたい。

もう一個、メリットに当たるようなものを、先ほど、議員を減らして報酬を上げて、無投票でないようにするみたいな話がございました。ということは、単純に考えると、定数削減することのメリットとして、予算の削減になりますというのは特に考えておられないということのかなと思いましたけれども、それについてもメリットに関して補足いただきたいです。

それと相対して、デメリットというところになるんでしょうけれども、ご自身ご理解されているようで、定数削減することで議員機能の低下や議員の質の問題みたいなものを気にされているところはあるのかなと思います。それに対して、各自が研さんを積むことによってそれを回避すると。もともとそういう危機があるのであれば、今の定数で研さんを積みばいいじゃないかなと思うんですけれども、そういう観点で、デメリットに対するどういう対処をするかというのをご説明いただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 瀬角議員。

○3番（瀬角清司君） まず、松本議員はこの質疑について、反対という立場での質疑をされていると理解していいですか。

○議長（辰巳光則君） 反対とかじゃなく、ただの質問だと思いますが。

○3番（瀬角清司君） 議員定数削減の発議をしている立場上、あえてデメリットは申し上げませんが、メリット的には、選挙において従前より多くの支持を必要とすることになりますので、議員自身が広域的な考えになることがあると思います。何よりも議会運営が削減された議員数で行われるために、意見がまとめやすくなり、審議時間が短くなったり効率的に議会運営ができるなど、様々な利点があると思われます。

デメリットはこの反対なんですけど、あえて申し上げませんが、こういうメリットになっておると思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員、あと1回だけね。

○4番（松本 健君） 今メリットというのをお知らせいただきましたけれども、今、たかが

10人です。10人を8人にするによって議論がまとめやすくなるというのがメリットだというふうに今聞かせてもらいましたけれども、そういうご理解でよろしいんですか。

○3番（瀬角清司君） はい。

○議長（辰巳光則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 今回の瀬角議員の提案は、議員歳費の1割削減の条例を次年度の予算においては提案しないという、そういうことがあって、それに対して、議員として自分たちのけじめもつける必要があるという、そういう意味で提案されているというふうに理解しています。これは、亡くなられた衣川前議長も同様の趣旨の提案をされておられましたので、突然出てきた話ではないというふうに理解しています。先ほど、提案理由でなされた人口減少の問題や前回無投票であった問題、そういう危惧する課題については、私も理解しているつもりです。

ただ、反対意見を述べるんですが、1つは、そういう経過があって、議員定数の研修に3回ほどいろんな研修に行きました。どの研修でも共通して言われたことは、議会の質的な強化と議員定数の削減には関連がないという評価でした。私も、議会の活動をどう高めていくかということに力を注ぐというふうに考えた場合に、今、議員定数の削減が本当に必要なのかというのは、ちょっと疑問があります。

2つ目、おっしゃるとおり、無投票というのは誠に議会の在り方として、やっぱりあってはならない事態、結局、有権者によって、町民によって選出された議員ではないということに実質的になりますので、そういう事態はやっぱりどう避けるのかというのは、重要な課題だと思います。

私、むしろ議員定数を削減するということを考えるのであれば、セットで議員報酬を上げるということも検討すべき課題ではないかなと思います。今までの1割分カットしていた分を戻すだけではなくて、若い世代が議員活動で、基本的に家族も含めて優雅な暮らしではないにしても、最低限の暮らしのベースは確保できるというような状況をつくっていくという

ことは、今後の課題ではないかなと。そうじゃないと、例えば卑近な例になりますけれども、自営業であるなり年金生活なり、そういう一定の条件がないと議員に立候補できないという、そういう状況を改善していくということは、本腰を据えて考えていくべき課題ではないかなというふうに思います。

ちょっとそういう２点の疑念がありますので、今回の提案については反対したいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

森内議員。

○６番（森内哲也君） 反対の立場でしますけれども、賛成の方あるのであれば、先に行ってもらったほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） いや、もう先にやってください。

○６番（森内哲也君） そうしたら、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほども質問させていただいたんですけれども、定数削減というのは、議会ってどんな仕事をする組織なのとか、何のためにあるグループとか、議会の存在意義について僕は本質的な問いを含んでいると思っております。なので、議会改革特別委員会で十分に審議できなかったと思っています。

例えば、先ほどお金を上げたら若者の参加が多くなるみたいな意見をおっしゃいましたけれども、逆に、１人当たりの仕事量が増える、だからハードルがその分上がる。今、町でもそうですけれども、兼業でこっちの仕事をしながらこっちの仕事ということが、仕事量が増えれば来られなくなるみたいなこともあります。また、顔の分かる人しか、人数少なくなれば通りにくくなるんで、若者の政治参加を難しくするという全然反対の意見もありますので、そういったことももっと議論をもんでいかないといけないのではないかなというので、ちょっとまだ足りないというふうに思っております。

また、住民さんのアンケートもできずで、多くの意見を聞けていない段階での提出は、ちょっと意地悪な言い方になりますけれども、ちょっとパフォーマンスとかそんなふうに取りちゃうので、余り思いつきとか気分でがらっと変えるのはちょっと反対です。１回減らしちゃうと元に戻すことは二度とできない内容だと思っております。もう少し議論をして、議会としてできることをやってみて、やっぱりこのままの体制では、住民さんのためになることには限界があるとか、今の議会とか議員はやっぱり無駄や、無力だというふうに思ったとき

には定数の削減に賛成したいと思いますので、今回は反対とさせていただけたらと思います。

○議長（辰巳光則君）　ほか討論ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君）　私も反対の立場で討論するんですけども、今度の発議の第1号三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定ということなんですけれども、提案者から説明がありましたけれども、三宅町の議員定数は、2008年平成20年なんです、それまで定数14名から10名に削減されました。当時、夕張市の財政破綻から、国も財政再建を叫び、国の集中改革プランの下で議員も歳費を1割カットして、町政に今まで貢献してきたところであります。

今回の議員定数の削減は、現在の10名から8名にするというものであります。私たち議員の一人一人が住民の声を聞く耳を持ち、行政の無駄遣いをチェックする目を持ち、よりよい町政にしていくための提案をする口を持っています。議員定数が削減されれば、それだけ市民の声が行政に届きにくくなる。そればかりでなく、行政の監視、チェックの機能が自ら弱体化されることになります。

定数が削減されれば議会が活性化するでしょうか。定数が減れば、それだけ当選することが難しくなります。地盤のしっかりした候補者や組織的な集票力のある候補者が有利になり、少数者の意見を持った候補者が排除されてしまいます。そうなれば、多様な民意を酌み尽くせなくなり、市民の意思を行政に反映することが難しくなってきます。

全国で三宅町より人口が少なくても議員定数は12名、10名という自治体は数多くあります。議員定数に関する識者の意見として、野村稔さん、全国都道府県議長会議調査部長さんは、1、議員定数について理論的根拠、あるべき基準が明示されればよいが、残念ながら。現状は大多数の地方議会が減少されているため、減少が善で地方自治法に基づき法定定数どおりの議員数としているのは適切でないかのような印象を与えている、変な話だ。減少によって浮く金額に目を取られ、反対に住民意思の反映機能、執行機関に対する批判監視機能の低下についての検討がおろそかになっているのではないかと心配する。

2番目に、執行機関をチェックする者がいなければ、地域の均衡ある適正な行政、能率的な行政、住民の要望に即応した行政を確保できなくなる。

3番目に、残念ながら、住民意思の反映は数量化できないので、マイナスを量的に、または金額で表示できない。この反面、議会は減少した議員数でも運営できるから、弊害が生じないような印象を議員や住民に与えている。

4 番目に、議員が減れば、批判監視機能が確実に低下するのに、それが表面化していないだけであると指摘されています。

例えば、議員定数を増やし、若者や女性、障害を持った方や高齢者など、様々な立場の候補者が立候補し、当選する可能性が高まれば、選挙への関心を高め、投票率も上がります。投票率が上がれば、住民の議会への関心も高まり、住民と議会と行政の間に好ましい緊張感ができるのではないのでしょうか。そういったことのほうが真の活性化と言えるのではないのでしょうか。

これから地方自治の役割が増大していく中、議会は強化が図られるべきです。議会費用は、民主主義を機能させるための最低限の必要なコストであります。他のコストと同様に扱い、安易に削減すべきではないと考えています。住民の目、耳、口を小さくし、議会の機能を低下させる定数削減は決してしてはならないという理由から、今回の議案には反対いたします。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

お諮りします。

日程第34、発議第1号 三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立少数と認めます。

よって、本件は否決することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第35、発議第2号 監査請求に関する決議案についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認め、提出者の渡辺議員より提案理由の説明を求めます。
渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 決議案の朗読をもって提案します。

監査請求に関する決議。

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記。

監査を求める事項、三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程。

2、監査結果の報告期限。令和3年5月3日まで。監査委員への請求の2か月後。

理由、令和2年10月27日、三宅町放課後児童健全育成事業（学童保育）の委託業者選定がプロポーザル方式で行われ、審査委員会の審査により株式会社クオリスが選ばれた。町民が行った情報開示請求により、採点の集計表が三宅町より開示された。1位、株式会社クオリス、516点、2位、513点、3位、498点。

1、開示された採点の集計表では、以下の採点が見られた。

審査委員B氏の採点のうち、他の審査委員の採点と極端な開きのある採点があった。

1、業務実施方針、人権の項目です。2位の事業者の点数が10点満点の2点、他の審査委員の採点は4名が8点、1名が6点。

2、業務受託体制、2位の事業者の点数が10点満点の4点、他の審査委員の採点は3名が8点、2名が6点。

2、採点の結果は僅差であり、三宅町職員が行った採点の集計は、正確さをより求められる。

集計作業において、各審査委員の採点表の手書き文字の読み取りに間違いがなかったか。それを職員が集計表に正しく転記できているか、精査をしていただきたい。しかし、情報公開請求を行った町民に対して、三宅町担当者は、一人一人の採点表は集計表に転記した後、廃棄したと答えており、集計表に間違いがないか、直ちに確認することができなくなっている。これは、プロポーザル方式による委託業者選定の公正さを証明する根拠となる公文書を廃棄してしまった行為である。

3、公正さを証明できない事態になっているので、議会として、以下の2点について監査請求を行う。

第1点、この集計表は個々の審査委員の採点結果を正しく反映しているのかどうか、証拠書類である個々の採点表が廃棄されてしまっている以上、審査委員による採点、その集計、

審査結果の発表の全過程を精査することでしか真偽を確かめられない。審査委員はどこで採点表に記入し、誰に提出したのか。集計表は誰がどこでどのように作成したのか。集計の作業は審査委員の面前で行うなど不正の余地のない方法で行われたのか。審査委員は集計表に起債された点数が各審査委員が採点した結果と一致していることを確認したか。審査結果は審査委員に対してどのような場でどういう方法で発表されたのか。

第2点、採点表はどのような過程を経て廃棄されたのか。採点表の廃棄は誰が発案し、誰が許可したのか。誰がどこでどのようにして廃棄したのか。関わった職員に採点表が重要な公文書であるとの自覚はなかったのか。三宅町において公文書管理はいかなる規定に基づいて行っており、正しく運用されているのか。

添付資料として町民の情報開示請求により開示された集計表及び三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例、参考資料として集計表を審査委員別に並べたものを添付し、発議とします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 説明が終わりました。

日程第35、発議第2号 監査請求に関する決議案についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論ないですか。

では、森内議員。

○6番（森内哲也君） 賛成の立場で討論させていただきます。

個人的に実は非常に迷いました。どうしたらいいかなという判断です。

単純に反対しようというのは、職員さんの業務に対して調査、監査してくださいという内容なので、職員さんに、信用してもらっていないやなという、嫌われるやろうなというので、ちょっと賛成したくないという気持ちはあります。職員さんにお話聞いていても、何かミスはあったかも分からないんですけれども、悪意を持ってしていない、絶対していないわという感覚は受けているので、賛成したくないんですけれども、やっぱり賛成するしかない

かなと思って賛成します。

この議案、公文書の管理がおかしいじゃないのということで出てきた内容だと思っています。振り返ったときに、正しいかどうか判断しようがない。この文書を捨てたらあかんやんというようなことで出てきたことだと思いますので、今後、現場の最前線で頑張ってくれている職員さんが町のためにやってくれているんですけれども、変なツッコミと言ったら今回失礼ですけれども、痛くもない腹を探られたりするようなことがないように、ここで、これを機会に、役場の中で全部署で、同一文書の在り方とかしていただける、あるいは公正で判断の誤りがなるべく少ないようなプロポーザル型の入札の在り方を考えるきっかけになってほしいと思いますので、賛成させていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） ほかに討論ありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） それでは、賛成の立場から討論させていただきます。

私は、常日頃、最近、前々からプロポーザル審査会の運用について、改善の余地があるのではないかと考えておりました。複数の委員を選んで、内容で委託先を決めるという観点からプロポーザルの審査会を催すのは最もいいことだと思います。しかし、それがいきなり複数の委員が業者のプレゼンを聞いて、結果を投票して集計して、1位のところを決めるというような形になっているのではないかなと危惧を持っております。それでは、本当に町のためになる、住民のためになる結果が得られているのかどうか疑問と考えております。なぜ委員の中に各分野の有識者のような方をお呼びするのかというと、異なる観点からいろんなプレゼンを聞いて、意見を述べてもらうための委員であると思っております。

それから、審査基準についても、配点だけではなくて、どのような観点で業者を選定していくのか、そういう時点から審査委員の皆さんには議論していただきたいと思っております。

今回、委員会の議事録を見させていただきましたけれども、議論というか提案者への提案に対する質疑応答でしかなく、その結果を私は学者の観点からこう思いますとか、私は町の運営の観点からこう思いますとか、そういった議論が実際ないんじゃないかなという危惧を持っております。

プロポーザル方式の委託業務者選定委員会の設置条例を見ましても、委員会は何をすることかということ、いろんなことがあって、最終提案者の決定に関すること全てを行うわけで、決められた配点で点数投票して、合計して1位になったところが選ばれるということでは、ちょっと足りないんじゃないかなというふうに思っております。

今回というか、前回、12月の委員会で、今回の決定内容に対して、行政の方々に質問しましたが、これは公正な手順で審査会を開いて、点数が何点で何点だったからここに決まりましたという、それ以上の説明を受けることができていません。

ということで、今回、公文書の問題というふうな形もあるかと思いますが、最終的には、プロポーザルの審査会が手順に対してどういうふうに行われていてというのを知るところの取っかかりとして、この監査を行っていただきたいということに賛成したいと思います。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほかありますか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 私も結果的には賛成という討論になるんですけども、この決議案の趣旨は、第1に、学童保育の運営を令和3年4月から変更するに伴い、令和2年10月27日にプロポーザル方式で委託業者の選定が行われ、その審査結果が適正に行われたのか確認すること、第2に、審査の結作成された採点表は、公文書にもかかわらず、破棄された経過について説明を求めるための監査請求する内容と認識しています。

そして、行政への監査請求制度は、住民も誰もが行える監査請求であります。今回出されている監査請求に関する決議案の基となる事実認識は、住民の方が個人で三宅町放課後児童健全育成事業委託業務プロポーザルに関する文書の一式の公文書開示請求、三宅町放課後児童健全育成事業委託業務プロポーザルの結果の当選者の取消しを求める不服審査請求が発端であり、本来、個人の方が監査請求することが筋と考えるものです。その点では、議会が個人の監査請求を請け負って監査請求することには違和感を感じます。

しかし、プロポーザル方式の入札制度で作成された採点表は、プロポーザル方式の入札が適正に行われたかどうかを確認できる唯一の資料であり、公文書として保存することは当然と考えます。今後、入札やプロポーザル方式の採点表などを原文に対しての保存規定を定め、文書の保存規定管理を定めることを提案し、賛成いたします。

○議長（辰巳光則君） ほか討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

お諮りします。

日程第35、発議第2号 監査請求に関する決議案についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 本日はこれもちまして散会といたします。

次会は、3月5日金曜日、午前9時30分より会議を開きます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時48分)

令和3年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和3年3月5日金曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進課長	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
住民福祉部長	岸 部 聖 司	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	岸 本 奈 己

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和3年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和3年 3月 5日 金曜日

午 前 9時30分 再 開

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 議案第1号から議案第6号までの6議案に対する予算審査特別委員会付託について |
| 日程第2 | 議案第7号から議案第25号までの19議案及び承認第1号に対する各委員会付託について |
| 日程第3 | 一般質問について |

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和3年3月三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第6号の予算審査特別委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第1、議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算についてより、議案第6号 令和3年度三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案をさきに設置いたしました三宅町予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算についてより、議案第6号 令和3年度 三宅町水道事業会計予算についてまでの6議案を三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第7号～議案第25号及び承認第1号の各委員会付託について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第2、議案第7号 令和2年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより議案第25号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてまでの19議案及び承認第1号 （専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第7回補正予算について、各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和2年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより議案第25号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてまで議案19件及び承認第1号（専決処分事項報告）令和2年度三宅町一般会計第7回補正予算については、各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（辰巳光則君） 日程第3、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。
今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 松 田 晴 光 君

○議長（辰巳光則君） 8番議員、松田晴光君の一般質問を許します。

8番議員、松田晴光君。

○8番（松田晴光君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

タイトルは2点です。

まず初めに、町道1号線踏切について。

昨年3月議会で、町道1号線について質問いたしましたが、再度お聞きします。

用地立会いは完了したと聞いており、一部を除き、また並行して買収交渉を進めているとのこと。昨年3月までに近鉄踏切の拡幅について、4回近鉄さんと協議を行ったが、1年前までは、まだ合意に至っていないとの回答でした。

それでは、質問です。

昨年3月から現在まで、近鉄踏切の拡幅で何回近鉄さんと協議をされたのですか。協議は、誰が出向かれたのですか。協議の結果は合意しましたか。また、今後はどのようにされるのですか。

続いて、消防詰所について。

同じく昨年9月議会で、消防詰所について質問いたしました。再度お聞きします。

隣接する自治会に説明会を開催され、日照面及びプライバシーの配慮をされたと説明がありました。直接道路に出ることは、構造上不可能であるとの回答でした。

ここで質問です。

当時、詰所建設に対して、建設会議をされたと思います。どのような質問が出ましたか。前向きに走れる場所を探さなかったのか。また、そのような考えはなかったのか。磯城郡地

域はもちろん奈良県下、いや全国でも、道路に対して裏向き駐車は見たことがありません。理事者の皆さん、不思議と思わなかったのか、町長の所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 8番、松田晴光議員のご質問に回答させていただきます。

令和2年の3月と8月に、町道三宅1号線の近鉄橿原線結崎3号踏切道の拡幅について、私が直接協議に伺うということで、担当者から近畿日本鉄道株式会社に日程調整をお願いしましたが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等もございまして、ご訪問は遠慮いただきたいとの回答がございましたので、現時点では協議を行っておりません。

今後も、踏切道の拡幅については時期を調整しながら要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の消防詰所についてですが、私もこの予算のときには、松田議員とともに質疑をさせていただいたのが懐かしく思い出されます。

それでは、回答させていただきます。

詰所の建設用地選定に当たっては、町の中央部である伴堂地区の民有地を視野に候補地を探し、交渉に当たりましたが、金額面で折り合いがつかず、断念をした経緯がございます。

次に、伴堂自治会、伴堂耕地組合の話し合いの下、京奈和自動車道の用地となった伴堂池の残地部分を定期借地により借り受けることで合意に至ったことから、議会での予算審議の上ご承認を賜り、建設用地として選定をいたしました。その後、建設計画に当たり、近接する住宅地となる伴堂1丁目自治会との協議を行ったものでございます。

その中で、建物が住宅に近接することを懸念する意見が多く、当時の自治会長の調停の下、詰所及び防災倉庫の建設位置を決定し、さらに目隠しフェンスを設置することを条件とした設計を行っております。なお、建設費に当たっては、緊急防災・減災事業債を財源としており、充当率100%で償還に関わる交付税算定70%という有利な町債の借入れを行っております。

再度のご説明になり甚だ恐縮ではございますが、当該用地において、国道24号線バイパスへの出入口は、道路の構造上、南北2か所に歩道を横断するための車道が設置され、また住居が近接する区間であるため、防音壁も連続しております。仮に道路側に面して車庫出入口があっても、その前面となる国道の歩道部を横断して通行することは、構造上も道路法令上も不可能なものでございます。

奈良県下においても、本町詰所は、土地建物とも大規模なものであり、防災倉庫を併設し、屋外の活動スペースや団員参集時の駐車スペース、大会議室を備えた施設となっており、大規模火災時や災害発生時の消防団活動の拠点として、緊急輸送路となる国道24号線に接道していることも有利な点となっております。

道路に対して裏向きとのご指摘はそのとおりでございますが、これまでご説明を申し上げたように、当該敷地において諸条件を考慮した上で建設を行ったものでございます。議員のご指摘の趣旨は承知しているところではございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員、再質問ありますか。

松田議員。

○8番（松田晴光君） まず、町道1号線踏切についてのことなんですけれども、三宅町には、地元選出の県会議員、知事、国会議員の先生方をお願い、陳情して、今後、一緒に近鉄さんへ同行していただくなどの考えはないのですか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） そのような方法も検討してまいりたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 今、道路拡幅と同時に踏切拡幅やらねば、今後となれば、なおさら難しくなると思いますが、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） これまでも近鉄さんと交渉等々行っている中で、拡幅については条件というのを明確にされていますので、そういったところをどうやってクリアしていくかというところも併せて検討していかないといけない課題であるというふうに認識しております。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 前回の回答で、踏切拡幅に向けて努力すると言っておられるので、今まで以上に頑張って、何としてでも実現させていただきたいと考えております。

次に、消防詰所に関して、今後、三宅町内でもし大火が起これば、必ず消防詰所の問題が出てきます。今のうちに手を打つべきと思いますが、いかがですか。

○議長（辰巳光則君） 具体的に手を打つというのは今のやつをほかの分に見直すという意味でいいんでしょうか。

○8番（松田晴光君） そうしたら、次の質問に行かせてもらいます。

事の良い、悪いはさておき、詰所の駐車場は、やはり道路向きであるべきであると考えます。どうでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） これまでにもご回答申し上げましたとおり、敷地の構造上、出入口というのは議員ご指摘のように、確かに裏向きであります。ただし出入口は2か所しかございませんので、どうであってもその2か所しか出ることができませんので、おっしゃる意味はよく理解するんですが、現状において、詰所の利用に支障はないというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） あの場所しか使えないとなれば、あの場所は道路向きではないとするならば、今からでも建て直すべきと思いますが、どのような考えですか。場所を変えて建て直すべきであると思いますが、どのような考えですか。

○議長（辰巳光則君） 岡橋総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 今、ご質問の建て直すとかいう部分につきましては、私でお答えできる範囲ではございませんが、当該敷地につきましては、先ほど町長からご説明申し上げましたように、伴堂自治会からの借地を行っております。20年間の事業用定期借地ということで、公正証書を届けましての借地契約を行っております。建物につきましても、緊急防災・減災事業債を借り入れましての起債事業であります。したがって、事務面といいますか我々担当から申しますと、建て替えということは視野にないというふうにお答えするしかないという状況でございます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 考える余地がないということなんですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今、部長が申したとおり、20年の契約等々残っているところ、また、緊急防災・減災事業債の起債を借りているところで、これを今建て替えるとなりますと、その起債を全額町単費で返さないといけない事態も発生しますので、やはり財政的な面を考慮しながら、建て替えのほうは現実的ではないというふうな認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 松田議員。

○8番（松田晴光君） 分かりました。結構です。

○議長（辰巳光則君） これで松田晴光君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（辰巳光則君） 次に、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

再質問については、自席で行わせていただきます。

あらかじめ2つ出していたんですけれども、ちょっと1と2、順番変えて質問させていただきます。

まず、2つ目の1つです。

地方自治法の改正がありました。第10次地方自治法が変わったというふうに情報を得ています。町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県、うちでは県ですね。同意の廃止、都市計画法というのがありました。三宅町の影響はどういったものでしょうかというのを質問したいと思います。

奈良県と三宅町とのまちづくりに関する包括協定を結んでいますが、石見駅周辺を含んだ開発計画との関連はどうなりますか。これは前町長のときですけれども、県と結んだまちづくりに関する包括協定の今後の見通しは、地方自治法が変わったことでどうなるかというのをちょっと聞きたいと思うのが1点です。

2点目です。

複合施設三宅町交流まちづくりセンターMIMO運営会議等についてです。

先日、今も外れて見えているんですけれども、工事中の内部も見学させていただきました。内部を、外からはあれなんですけれども、中はまだ、ちょっと私はどんな感じになるのかとイメージできなかったんですけれども、工事がだんだん進んでいることがよくわかりました。そこで質問です。

1つ目です。ハード面、建物と、ソフト、運営などについての進捗状況を改めてここでお伝えください。

2つ目です。広報の三宅町交流まちづくりセンターMIMOからのたよりというのも1月ぐらいから毎月載せてくださっています。私もできる限り情報収集、見ています。また説明会なんかも、タウンミーティングしていただいて、そういうのも興味がありますので、参加

するようにしています。そこで、受益者負担という言葉とともに、使用料をもらうという話が聞こえてきています。そういう考えはそれでよいと思うのですが、まずは多くの人に使ってもらい、そういう基本姿勢が見えにくくなる。お金もらうよ、これからはということで、そのこともどんどん使ってほしいということとちょっと逆行しているような感じも感じるので、その辺のお考え、懸念していますので、いかがでしょうかというのが1つです。

今後、三宅町交流まちづくりセンターMIMOの運営主体は、今の運営会議、月1回ぐらいですか。町の住民さん6名参加されている、それとの関係はどうなりますか。また、つながり総合センターが廃止になって、今回MIMOということも流れの中にはありますので、消えてしまっている児童館機能の復活及び拡充という点は、どういったことになるでしょうか。

以上質問です。よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 6番、森内議員のご質問に回答させていただきます。

順番としては事前通告の順番で回答させていただきたいと思います。

1つ目のハード、ソフトの進捗状況につきましては、先般、タウンミーティングでお話させていただいたように、3月に建物の竣工を予定しております。その後、7月にプレオープンを企画しており、時期を並行して、中央公民館の撤去及び広場駐車場整備工事を行い、11月には完了予定でありますので、12月にグランドオープンのイベントを企画させていただき、開催する予定でございます。

続きまして、2番目の1点目、使用料をもらうことで、まずは多くの人に使ってもらいという基本姿勢が見えにくくなるのご質問ですが、MIMOは交流まちづくりの拠点として、子どもも大人もまちがよくなっていると実感できるまちづくり、それぞれのやりたいをまちの多様な魅力に広げる。子どもが生き生きと学び、暮らせる環境をまちぐるみで育む。多様な関わりをつなげ、町外のファンを増やす。地域の資源を生かした新たなビジネスづくり。この5つの目標の下、子どもからお年寄りまでみんなが関われる、三宅町の未来を育む交流まちづくり拠点として、運営方法を検討していきます。

利用料金の考え方といたしましては、議員もご理解いただいておりますように、受益者負担の考えにより、全住民の負担の公平性を図ることから有料としておりますが、施設の維持管理については、行政の予算で確保させていただいております。また、交流まちづくりセンターとしての充実を図るためのイベント実施費用等は、事業費として利用料金を充てさせて

いただき、地域、利用者に還元し、人とお金の循環でMIMOを活性化していく方針でございます。

さらには、MIMOクラブという登録制の会員組織を立ち上げ、MIMOの交流まちづくり活動に積極的に参加し、地域とつながり、まちと関わり、若者の学びや交流につながる活動を行っていただくことで、移住者や三宅町内外の住民とコミュニケーションが生まれ、結果、たくさんの仲間づくりにつながり、ひいては、多くの人にMIMOを使っただけの仕組みづくりとなるため、活動を行っていただける団体には会員価格を設定し、かつMIMOの愛称やロゴを活用していただくことも可能とすることを考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目のMIMOの運営主体と今の運営会議のメンバーとの関係についてのご質問ですが、運営の主体となるのは三宅町であります。住民の皆さんと協働で適正かつ円滑な運営を図るため、運営委員会を設置し、多世代交流及び地域活動の活性化を図るとともに、地域のにぎわいの創出と安心して地域社会の構築を進めてまいりたいと考えております。運営委員会の組織構成といたしましては、役場からMIMO担当課、子ども事業担当課、コミュニティマネージャー、住民代表から地域コーディネーター、子ども会議のご意見、分野担当として学童運営事業者、シェアキッチン等のアクションチーム代表、その他外部アドバイザー事業者、まちづくり専門家で運営方法を検討し、柔軟なルール運用を行う予定でございます。

なお、現在開催している会議は地域コーディネーター会議で、複合施設プロジェクトチーム、地域コーディネーター、まちづくり専門家で開催しており、視察や各部屋の使い方やルール、利用料金、体制、MIMOクラブの考え方、会議の今後の進め方、年間スケジュールについて話し合いを重ねております。

また、予算委員会にも関係いたしますが、MIMOの運営体制につきましては、1階の窓口コンシェルジュには、常駐を2名と考えております。1日12時間の開館となりますので、平日は、2名の会計年度任用職員を6時間単位で常駐していただき、MIMO担当職員で9時から17時を管理、17時以降は地域おこし協力隊として会計年度任用職員を2名採用して対応することを考えております。また、土日につきましては、地域おこし協力隊の2名交代で常駐いただき、町職員の日直を活用して、2名の常駐をする予定でございます。

3点目の児童館機能の復活及び拡充という点につきましては、MIMOには子育て世代包括支援センターと学童保育クラブが併設されますので、その運営責任者にはMIMOの運営

会議に参加いただき、18歳未満の子どもたちにとって、いつでも気軽に行ける居場所であり、なおかつ多様な人と交流ができ、遊びや学びが体験できる場として、また、保護者の子育て家庭を支援する場となるよう、各施設で実施可能なプログラムを提供していただき、地域の方と一緒に運営していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、2点目の地方自治法改正についてのご質問に回答させていただきます。

今回の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第10次地方分権一括法における都市計画法第19条第3項の改正については、平成26年度より導入された地方分権改革に関する提案募集方式において、全国町村会等が町村においても市と同様の廃止を求めたものでございます。

令和2年6月10日に改正されました都市計画法においても、奈良県との協議は広域的観点及び奈良県決定計画との整合性確保の観点から、引き続き必要とされており、同意が協議の回答という形に変わるだけであると聞いており、特に大きな影響はないと思われま

す。近鉄石見駅周辺地区のまちづくりに関する包括協定の今後の見通しにつきましては、奈良県が現在進めておられます大和平野中央プロジェクトの県立大学工学系学部誘致が実現となれば、構想も大きく変わることとなりますので、その際には奈良県と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、再質問ありますか。

森内議員。

○6番（森内哲也君） 地方自治法の改正については、特にごろっと変わるということはないのかなという回答だったと思います。前々から立てていた石見の計画なんですけれども、急にと言ったらあれなんですけれども、大学の話なんかも出てきたので、それとの絡みもあるのかなと思ったんですけれども、特にこちらのほうは、再質問はいいかなと思っていますので、MIMOのほうで再質問させていただきます。

大屋根も見えてきて、わあ、すごいな、格好ええなと僕、思います。皆さんもそうかなと思います。と同時に、うわ、維持費、すげえかかるやろうなという、あの屋根の上に鳥が巣を作りよったらどうやって掃除するねんとか思ったりもするので、これからが本番かなと思っています。どうやって使い倒すかみたいな話ですね。なので、これ、作るでと言った議会とか議員にも責任があるので、非常に重く受け止めている次第なので、質問させていただきます。

使用料、利用料、理念としてはよく分かります。でも、これ、説明聞いていると、使用料、利用料というからややこしくなるので、何か活動応援積立金みたいな感じやんと思います。今届いている声としては、今まで無料で使えていた公民館がお金要るようになるぞ、そんなんどうやねんみたいな話、あとは、これもMIMOの絡みかどうかよく分かりませんが、社協のほうに委託されていた高齢者の生きがいくりの活動のMIMOの絡みでみたいなうわさは聞いていますけれども、よく分かりません。それから今行われている活動自体、活動していただくこと自体でも役場としては利益を得ているみたいなところになるので、今までの活動がMIMOができたから何か少なくなっちゃうとか、もうやめやとかということは絶対にやってはいけないと思うので、理念に賛成しんやったら使わんでいいですというのは絶対駄目だと思います。何かそのあたりの方策というか、考えておられることがあれば、教えていただきたいですけれども。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） ただいまの森内議員のご質問なんですが、今現在活動しておられる団体の利用料、使用料、今現状等は、MIMOのほうが稼働し出したときの利用料についても、なるべくそこは合わせるような形、それはMIMOクラブという今現在活動していただいている団体の方については、三宅町にいろんな行事等についても協力していただいて、活動していただいているということで、MIMOクラブ、規定としては、クラブ会員になるには5つ、6つの事業を達成してもらわなあかんというところ辺の規約もあるんですが、それを大方クリアできるような団体さんかなと思っております。

そのようなものを設けて、現在の利用している利用料とは変わらないような設定になるようには検討をしておりますので、活動には影響出てくるというようなことはないと思っております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） そうですね。なので、どちらかといったら、例えば月1回、今500円払ってもらって、1,000円にしましょう、1,000円で、1万2,000円1年間たまったら、MIMO文化祭みたいなMIMO何とか祭で、それを何か事業をやってと、払い戻すみたいなイメージで僕は思っているんですけれども、管理費に充てないということなので、そういうようなイメージでよろしいんですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 現在、利用料として徴収させていただくと

いう形のものについては、今後MIMOを運営していく中で、住民の方々がこういう活動をやったらいんじゃないか、こういう事業をやったらいんじゃないかとか、いろいろ新たな提案が出てくる事業も多々出てくるかなと思います。そういうところにその利用料を生かしていただけたらいいなというような活用の仕方を考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） やっぱり活動積立金みたいにしておいたほうが、そんなに説明しなくていいような気がするので、ちょっと理念をうまく住民さんに伝える工夫がしてほしいなというのは思っているんです。どうやって使い倒すか、使い倒してもらおうかということが一番大事やと思っているので、もう一つ、ちょっと私のほうに来ていることで、長寿介護課の事業だと思うんですけども、高齢者の生きがいくりで、社協さんのほうですね。委託されている事業がMIMOの絡みで、次は回数減るとかと今言われてんねんけれども、おかしいやん、MIMOできたらもっと活動したいのになというような声を聞いているので、その辺、もし話せるとか、こんな方針やとあるのであれば、ちょっと長寿のほうからお答え聞かせていただきたいんですけども。

○議長（辰巳光則君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 今、森内議員のお話なんですけれども、そのような社協のほうからの話もございました。ところが、そういうふうには減るとかそういうことじゃなしに、どういうふうにしたら活用していただけるかというご案内をしているだけであって、減るとかいう話のほうはしていることはないです。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） さっきも言ったんですけども、今の子どもさん、年配の方関わらず、今活動してくれているのがMIMOができたから何か減るとか減らさなあかんとかというのは、もう絶対やめていただきたいし、やめないといけない。そんなふうに思われているということが何か理念が伝わっていないことかなとは思っていますので、経過措置というような考え方でもいいので、何かうまく、MIMOができてもっと活動したいよねというふうにならなくていいかなと思うので、ぜひそういう頭を持っていただきたいと思います。

先ほどの回答でいただきました今ある会議のメンバーと今度から運営主体となっていていただくメンバーはまた別だと考えていいのかなと、回答では思っているんですけども、回答いただいたところに、MIMO担当課とか子ども事業担当課というのが今度の運営のメンバーに入りますよという答えをいただいたんですけども、これは新しく課を立ち上げるつもり

ですというふうに理解してよろしいですか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） MIMOの運用につきましては、新しい課もしくは室というところの立ち上げというのは、現在検討しているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

また、地域おこし協力隊の募集なんかもされていて、そっちはちょっと名前があれなんですけれども、コーディネーターというのはまた別ですよ。コミュニティマネージャーかな。2名の方を外部から来ていただく。4名また別に2名のパートさんということでしょうね。会計年度任用職員ということなんで、募集をかけられると書いてあったかな、募集ということよろしいんですか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） MIMOのほうなんですけれども、基本、コンシェルジュという形で、窓口のほうに座っていただくというところ辺のポジションになってくるんですが、そこにコミュニティマネージャーとコミュニティプロデューサーという形で2名、2名を配置を考えております。

この2名につきましては、基本的にコミュニティプロデューサーという、これが地域おこし協力隊、今2名募集をかけている方が当たる役職になってくるかなと考えております。これは運営委員会というのを今後開催していくんですが、その中心となって担っていただきながら、事業とかの推進を進めていただくというポジションになってくるかなと思います。

そして、もう2名コミュニティマネージャーのほうについては、館の運営、予約とか、いろいろ進めていく中で、館の案内とか住民さんとの対話とかいろいろ館の中でやっていただく部分を担っていただくという形の4名の人員を一応考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 今回、委員会のほうで対応することになることで、条例も出ていたと思います。そこにはセンター長、施設長、施設センター長という書き方があったと思うんですけれども、それがこのプロデューサーの2名に当たるという理解でいいんですか。また別なのかな。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 今回、設置条例のほうを上げさせていただ

いた中で、議員おっしゃるような形には今なっているんですが、それは施設管理という形のものであるので、センター長というのは基本、新しく町長が言われた室か課を設けるというところ辺の長になってくるかなと考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 分かりました。どちらかといえば、体制とかよりもどうやって使い倒すかというのをメインに考えていただけたらいいのかなと僕は思っています。

最後になるかな、児童館機能についても説明させてもらいました。回答としては、子育て支援センターと学童クラブが入っているのというような回答だったと思うんですけども、それは、ちょっと回答を聞くだけでは、支援センターと学童で考えてやというふうにも取れないんですけども、子育て支援センターはちょうどやっていますけれども、学童となると、今回委託となっているので、なかなか委託の契約だったら、そんな条件ないのに何でみたいなので、もともと契約の中に児童館機能ですね。ゼロ歳から18歳の子の事業を考えやみたいな内容は含まれていたのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまのお話のほうですけども、契約のほうには、児童館機能ということの記載はないんですけども、仕様書等のほうに、今後、複合施設のほうに学童保育を実施するに当たっては、学童以外の子どもさんに対してのプログラム提供についてもちょっと検討いただけるようにという文言のほうを出させていただいておりますので、そちらのほうで提案のほうもいただいております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。

もう一言、どうやって使い倒すか、使いたいなと思えるように持っていつていただきたいというのがもう私の願いの1つなんで、いろんな課で、それこそ長寿課もそうですし、子どもところもそうですし、新しくできる課なんかも併せて、こんなんやったら使ってくれるやろなというふうに持っていつていただけたらと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（辰巳光則君） これで森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 川 鰭 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 次に、2番議員、川鰭実希子君の一般質問を許します。

2番議員、川鰭実希子君。

○2番（川鰭実希子君） 私からは、3点質問させていただきます。

まず1点目、県立大学理工系学部の誘致についてです。

昨年10月、奈良県は、大和平野中央プロジェクトを発表し、磯城郡3町との間で、このプロジェクトに関する協議の場を設けるという覚書が締結されました。とりわけ町民の関心を集めているのが、県立大学理工系学部の誘致です。その後、12月16日に荒井知事と森田町長が協議を行ったと伺っております。仮に、石見駅周辺への誘致が実現すれば、石見駅の乗降客は増え、賃貸住宅や飲食店等の新設につながり、町の人口増加や活性化につながります。町民の間では、町の発展につながる千載一遇のチャンスと期待が膨らんでいます。その一方で、その後の動きが見えないために、町長のやる気、本気度はどうなのかとの声も聞かれます。

そこで、質問です。

町としては、県の計画に対して、一方では、土地を確保できるか地権者への働きかけを行い、もう一方では、都市計画決定や農地転用手続、ほかに候補地として名乗りを上げている自治体や仮学舎の問題などを県と調整を行うという二方面の作業が必要と思われますが、それぞれについて、現在までの進捗状況と今後のスケジュールについて、町長の所見を伺います。

2つ目です。

三宅町の農業振興について伺います。

昨年、40年ぶりに水田にウンカの被害が出ました。それに対し三宅町では、ウンカ被害を軽減する手立てを講じようとしていると伺っています。これは、町長の農業に対する関心の表れと受け止めました。

しかしながら、三宅町の農業の現状は、かなり厳しいと言わざるを得ません。課題は、小規模兼業農家が多く、収益性が低いことと担い手の高齢化です。兼業農家のほとんどは水稻栽培を行っていますが、米作りは赤字と伺っています。野菜などを作れば黒字になる可能性がありますが、兼業する時間がなくなります。何より深刻なのは高齢化で、このままでは、10年後には150ヘクタールの田園の多くが耕作放棄地になりかねません。それは、食糧自給率低下の点からも、防災や景観など農業の有する多面的機能が損なわれる点からも、ゆゆしき事態です。このような危機意識を持つ町民や農業者からは、町が農業をやらないという人の農地を借り上げて、体験農園として町民に貸し出してはどうか、農地付きの移住をPRし

てはどうか、複合施設M I M Oに定期的な農作物の販売所を確保してほしいといった意見が寄せられています。

そこで、質問です。

町の総合計画にも、農業の振興を図るとうたわれていますが、町としての農業の位置づけ、具体的な将来展望をお聞かせください。また、次年度改訂予定の人・農地プランのための各大字耕地組合との話合いがコロナの影響もあり遅れているとのことですが、どのようにして遅れを取り戻すか、具体的なプランをお聞かせください。また、大和平野中央プロジェクトにおいて、耕作放棄地等の農地の利活用によるプロジェクトを検討とありますが、具体的にどのような検討がされているか、町長の所見を伺います。

3点目は、タウンミーティングについてです。

去る1月22日、三宅町タウンミーティングが開催されました。入浴助成制度の見直し、タクシー補助券制度の見直し、複合施設M I M Oの進捗状況がテーマでした。

入浴助成制度やタクシー補助券制度のような町民の利害に直結するテーマについて町長が町民と直接対話することは、町長の公約でもあり、大変結構なことだと思います。しかし、当日、私は現場で聞いていましたが、両者の議論がかみ合っていないと感じました。

まず、この3つがテーマになった場合、町民の関心が最初の2つに集中するだろうということは容易に予想されました。多くの参加者は、なぜこのタイミングで受益者負担が導入されるのか、その理由や根拠を明らかにしてほしい、受益者負担が導入されると困るので何とか撤回してほしいという切実な思いで参加されていました。しかし、当日の配付資料が全部で14ページあるうち、M I M Oが7ページで、最初の2つが6ページしかなく、町民の疑問や要望に対する町長からの明確な説明もありませんでした。

また、M I M Oについては、参加者から、料金体系に納得できないという意見が出されました。しかも、スクリーンには部屋ごとの料金が映し出されましたが、配布資料からはその部分が抜け落ちていました。町民の関心事である利用料金が隠蔽されていたような印象を拭えません。今後もこのような重要施策については、丁寧な説明を続けるべきだと思います。しかし、せっかく町民の意見を聞く場であり、町長の思いを伝える場であるタウンミーティングを言いつ放し、聞きつ放しではなく、建設的な対話にするためには、丁寧な資料作りを含め、もっと工夫が必要ではないかと思います。町長の所見を伺います。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 2番、川鰭議員のご質問に回答させていただきます。

先日2月16日に、議員皆様には、石見駅の西側地区を候補地として県との協議を進めるべく、地元並びに地権者との調整を始めることをお伝えしたところでございます。

その後、具体的に2月18日に石見自治会・石見耕地組合役員に対し、候補地の枠組みを提示し、ご賛同をいただいたことから、対象となる土地の地権者に3月6日から7日にかけて説明会を実施する予定でございます。地元協議の進捗状況を基に、3月末に予定されている荒井知事と私の協議の場で、本町は石見地区への誘致について積極的に進めている状況をお伝えしてまいりたいと考えております。

なお、ご質問にございます仮学舎につきましては、12月16日の知事との協議で示された条件には、大学用地取得の期限は令和5年1月とされており、仮学舎のことについては何ら提示はございません。

県の12月議会で承認された公立大学法人県立大学中期目標で、新学部設置を令和6年4月をめどとすると定められたことは了知しておりますが、現在、県からは仮学舎については県の方で検討しますとの回答を得ております。

本町としては、全ての前提となる土地の確保について全力で進めてまいりますが、地権者の皆様のご協力と地元の皆様、そして広くは三宅町全住民の皆様と一丸となって取り組むことが今一番必要であると考えております。何としても誘致を成功させなければなりません。議員皆様におかれましても、引き続き、最大級のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、農地のご質問に回答させていただきます。

1つ目の町としての農業の位置づけ、具体的な将来展望と3つ目の耕作放棄地等の農地の利活用によるプロジェクトを検討をどのように具体的に検討されているかにつきましては、三宅町として地元の農業を行っておられる方々の意見を取りまとめ、現状の景観を維持しながら、今後も農業を行っていく箇所、企業誘致のため開発を行う箇所等、めり張りのある土地利用を行っていきたいと考えております。

2つ目のご質問の人・農地プランの遅れをどのようにして取り戻すかにつきましては、国及び奈良県よりコロナウイルス感染症の感染拡大による工程表の見直しの通達が出ており、地元耕地組合等からも話合いを持つことが難しいという意見がございます。町としては、工程を見直し、新型コロナウイルスのワクチン等による感染者減少を待ち、ソーシャルディスタンスが取れる会場などによる話合いの場を模索したいと考えております。

3点目のタウンミーティングのご質問につきましてですが、町民の方々との直接対話についてご理解いただき、ありがとうございます。議員がおっしゃられるように、今後もこのよ

うな重要施策については、今以上に丁寧な説明を行っていくべきだと考えております。

議員ご指摘の資料の枚数につきましては、多ければ丁寧な説明になるとは考えておらず、分かりやすい資料を作成することに努力をさせていただいた結果がこの枚数になったということでございます。

次に、MIMOの利用料金が隠蔽されたような印象が拭えないというご指摘がありました。が、タウンミーティングでも説明をさせていただいたように、利用料金については議会の議決案件であることから、承認を得ない時点で、案の時点で住民の皆様に資料としてお渡しすることはできませんので、利用料金設定の考え方についてのご説明をさせていただき、料金表の部分は割愛をいたしました。

また、タウンミーティングの参加者からは、議員がお示しいただいたご意見のほかに、これからこのような場をつくってほしい、直接お話ができてよかったなどのご意見もちょうだいいたしました。

今後も、進行の工夫及び丁寧な資料作りに努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げ、回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員、再質問ありますか。

川緒議員。

○2番（川緒実希子君） まず1点目の理工系学部の誘致についてなんですけれども、6.5ヘクタールの農地を転用しなければいけないということで、三宅の場合、新たな農地を確保するような場所はないと思うんですが、具体的にはどのようにして農地転用を図るお考えなんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 本事業におきましては県の事業でございますので、私も町自体の事業執行ではございません。ですので、県との調整の上、またその辺は決めていきたいと思っております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） ということは、町内に例えば水田を畑作とかハウス、施設園芸などにすることによって、利用の高度化を図るということは考えなくても、県のほうで例えばどこかのもと南部のほうの山林とかを開発するとか、そういうことで県のほうで県全体として農地転用を考えてくれるということで何かお話がついているということでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 江蔵部長。

○まちづくり推進部長（江蔵潔明君） 町でやる場合は町内でということを限定されます。ただ今回は県でやりますので、そのような話はいまだ何も話をされておられません。今後、その辺については候補地を決定した段階で、県と話の調整ということになると考えております。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 分かりました。

続いて、2点目の農業についてなんですけれども、ちょっとこのような回答では、特に三宅町としては農業振興に対する政策はありませんと言っているに等しいように私は受け止めました。もっと本当に今、三宅町の農業を担っている方の大半は、兼業とかあとは年金生活の方であります。そういう方があと長くて15年しか続けられないんじゃないかとおっしゃっています。多くの方は10年以内には農業をやめないといけないと思っている方が大半だと思います。なので、もう時間がないんですね。本当に時間がないと思います。もう次年度から何か手を打っていかなければ、三宅町のこの非常に豊かな田園風景が耕作放棄地になりかねない。10年なんて本当にあっという間だと思うんです。ですから、もっと今から攻めの農業政策が必要ではないかと考えております。

方策としては、私なりに考えたのは3点ほどありまして、1点目は、有機無農薬の農業などを推進して付加価値をつけていく。スーパーに卸す値段では、なかなか年収を200万円程度しか野菜栽培でも確保できないと、実際農業をやっている方から聞いております。豊作になればなったで豊作貧乏になり、本当に生活が苦しいというふうに聞いております。ですから、こういう付加価値をつけるための政策を何か考えていただきたい。

2点目は、販路を新たに開拓する必要があると思います。そういった付加価値のある農産品は、普通の市場に出すのではなく、例えば島根県の邑南町などが取り組んでいるような町がネット販売に取り組むとか、そういう独自の販路確保というのをやっていただきたいと思います。

3点目は、米作りなんですけど、0.3ヘクタールから0.4ヘクタールの平均水田面積ですと、どうしても赤字にならざるを得ませんが、もっと面積を広くすると、どこかで損益分岐点というのが現れて、黒字になるということは考えられます。ですから、そのためには、町が音頭を取って法人化をする。こういうこともやっていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 今、貴重なご意見ありがとうございます。

町のほうでも、そのような件は検討をさせていただいているところでございます。有機栽培については、ただ、その場所だけが有機にすることでは、上流部で農薬を使用することによって、有機にならないであったりとかいう課題がありますので、やはりエリア全体で、有機栽培を行う場合はエリア全体の合意というところが必要になるかというふうに考えています。一人でも農薬を使うとなると、有機栽培というのは非常に難しいというところも検討の中で課題として挙がっているところです。

販路につきましても、三宅町、議員がおっしゃるように、農家の方々、小さい耕作面積で作られております。販路に当たっても安定した量というのがなかなか出てこない課題もありますので、こうったところ、ICTを活用して個別にどういった販路を拡大できるかというのも、今検討の1つの課題としては認識をしているところでございます。

3点目の米作りのアイデアでございますけれども、やはり農地の集約化というところは行政も考えているところですが、農家の方々のご理解、ご協力がそこには絶対に必要であると。今も中間管理機構で農地の預け入れというのを募集をされていますけれども、三宅町のほうでほとんど出ていないのが現状でございます。やはり一体で地元の地権者の方々が集落営農というところに進んでいこうという合意形成をしていって農地をまとめていくというところは今後必要になるかなと思いますので、そういった点も、地元と人・農地プランの話合いをする中で協議を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 分かりました。

ぜひ、人・農地プランの話合い、コロナの影響でちょっと停滞しているということですが、これを促進して、大字ごとの今後の営農に向けての考え方を集約するだけじゃなく、町のほうからこういうふうにやってはどうだろう、こういう方法があるんだけど、ぜひ皆さんこの大字で一丸となってやりませんかという、御用聞きのようにただご意見を聞くのではなくて、やりませんかというアクションを呼びかけてほしいと思います。これは質問じゃなくて、要望です。よろしくお願いします。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） タウンミーティング、まちづくりトーク等で農業が話題になったとき、大字にはそういった形でお話合いというところをさせていただいているんですが、やはり課題としてはキーマンがいないということで、自分たちだけではなかなかできないという課題

もいただいていますので、行政としてどのような支援ができるのか、しかし、行政主導ではなくて、やはり住民の皆様もやりたいというところもまとめていく、両方心得ていく必要があるのかなと。役場だけでできる課題ではないので、やはり地元の方々のご理解、ご協力を一緒になって、どういった農業をしていくかというところを話し合いながら、一緒になって実現できるような応援していけるような体制というのは、役場の中でも考えていきたいというふうに思っています。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） ちょっと行政主導ではなくというのは、ちょっと違うと思います。農業に関しては、三宅町は行政主導でやっていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 先ほど議員のアイデアのほうも、いただいたアイデアも実現するためには、やはり皆様の地元のご協力とまとめていくというところが必要でございますので、そういったところは協力をし合いながらしていく必要があるという認識でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 3つ目のやつは。

○2番（川緒実希子君） 特にございません。

○議長（辰巳光則君） これで川緒議員の一般質問を終わります。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（辰巳光則君） 次に、10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

最初に、過疎債についてであります。

総務省の三宅町過疎地域指定は2017年平成29年4月に指定され、過疎地域自立促進計画を策定し、進められてきました。4年間の間に過疎地域を脱却するなどの施策が進められてきたのでしょうか。町長の所見を伺います。

2017年以後、過疎債を使って石見駅前周辺整備事業、幼児園ブロック塀の設置事業、三宅古墳群発掘、地域公共交通事業、町管理の街灯のLED化、小中学校の空調設備の設置、複合施設建設事業等が進められてきましたが、2020年までに過疎債の金額と残高はどのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、介護保険についてであります。

今年は、介護保険制度が施行されて21年目になります。介護保険が当初目的とした社会的入院の解消、介護の社会化、介護離職の解消は解消されてきたのでしょうか。町長の所見を伺います。

三宅町の高齢化率は、2021年1月4日現在36.04%で、毎年引き上げられてきています。介護保険は住民の必要な人が必要なときにサービスを受ける権利であります。町内の介護施設は余りにも少な過ぎます。現在、他市町村等の介護施設のサービスを受けられておられるのが現状です。今後どのようにしていくのか、町長の所見を伺います。

介護保険料は設立当時、三宅町65歳以上の1号保険者の基準額は1か月2,417円、年間2万9,000円から令和2年度月額5,600円、年間6万7,200円と2.31倍の保険料になっています。現在、三宅町の1号保険者の所得区分は9段階に分かれていますが、西宮市では14段階に、新宿区、渋谷区では16段階に分かれて、所得に応じた保険料の徴収になっています。令和元年度介護保険の基準は6,830円であることになっています。第7期介護保険事業計画平成30年度から令和2年度までとなり、今年度は第8期事業計画の年度に入ります。被保険者が払いやすい保険料にすべきであります。町長の所見を伺います。

次に、コロナ対策であります。

本町のコロナ感染者は、今年に入って数名おられます。昨年コロナ対策事業を行ってこられました。政府の新型コロナ対策の地方創生臨時交付金第3次分が市町村ごとに交付されることになっております。地方創生臨時交付金は、新型コロナ対策であれば地方自治体が相当自由に使えるものです。

これまでに第1次1兆円、第2次2兆円、そして、今回第3次1兆5,000億円が各自治体に交付されることになっております。本町への交付金の金額と、事業で使用した金額明細はどのようになっており、事業評価はどのようになっているのでしょうか。第3次の対策事業はどのようになっているのでしょうか。町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては、再質問を自席からさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 町長。

○町長（森田浩司君） 10番、池田議員のご質問の過疎債についてとコロナ対策については私より回答させていただき、介護保険のご質問については住民福祉部長より回答をさせていただきたいと思います。

1点目、過疎地域自立促進特別措置法における法律の目的は、人口の著しい減少に伴って

地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することとされ、三宅町においても地域社会の活力の向上や生活環境の整備に向けた取組を実施してまいりました。

具体的に申しますと、平成29年度策定の三宅町過疎地域自立促進計画につきましては、当年度において策定を進めていた三宅町総合計画の基本計画に基づき、ハード事業については公共施設等総合管理計画やインフラ整備などの個別計画との整合を図りつつ、ソフト事業については三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略とともに、人口減少を抑制しつつ地域経済の活性化を図ることにより、国の財政支援である過疎対策事業債を優先度の高い事業に関して有効活用し、過疎地域の脱却を目指すため、将来的にも安定した行財政運営ができるよう様々な施策に本年度まで取り組んでおります。

そこで、どのような施策を進めてきたかについてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、平成29年度より令和2年度の4か年において過疎対策事業債を活用した施策について、令和2年度分については、本年度借入を予定している事業費としてお答えをさせていただきますが、ハード事業として、複合施設整備事業6億3,880万円、近鉄石見駅前周辺整備事業1億1,370万円、三宅小学校空調設備設置事業3,960万円など、ハード事業の合計額は10億1,170万円となり、交付税算入される有利な過疎債の活用による安定した財政運営に対する効果があったものと考えております。

また、ソフト事業については、移住定住促進事業2,900万円、地域公共交通事業2,510万円、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金1,450万円、PCB廃棄物処理事業1,000万円など、ソフト事業の合計額は1億5,570万円であり、重点施策として取組をする必要がある事業の着手について、本来自己財源による単独事業として実施する事業に活用ができたことについても、ハード事業同様に財政運営に対する効果があったものと考えており、ハード事業とソフト事業を合わせた一般会計における過疎対策事業債借入合計額は11億6,740万円でございます。

次に、過疎対策事業債の金額と残高についてのご質問ですが、一般会計における平成29年度より令和元年度までの3か年の借入額は、ハード事業とソフト事業の合計で4億6,980万円であり、本年度までの返済予定額は6,465万5,000円であることから、本年度末の過疎対策事業債の残高見込みは4億5,104万5,000円でございます。

続いて、コロナ対策のご質問でございますが、今年度本町への新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は第1次で6,729万2,000円、2次で1億6,765万5,000円、第3次分については8,616万7,000円で、合計3億2,008万1,000円となる見込みでございます。

また、第3次分は国の補正予算の決定を受けてからとなるため、新年度での補正予算対応となりますが、新型コロナウイルス感染症対策事業については検討を進めているところでございます。

次に、事業評価についてのご質問ですが、特別定額給付金の申請時に住民アンケートを実施し、最も効果的な事業を検討する材料とさせていただき、一定の効果が見込める事業を優先的に実施をさせていただきました。

主な事業内容といたしましては、感染予防対策として幼稚園感染対策及び保護者支援事業122万2,000円、感染症対策用品配布事業、こちらマスクや消毒液の全戸配布につきましては1,244万8,000円、また、生活支援や経済対策につきましては、消費喚起事業、商品券、みやげチョイスやお買い物券等々の事業でございます。7,805万円、子育て家庭応援事業給付金150万1,000円、新型コロナウイルス感染症等生活支援給付金事業35万1,000円等の44事業を執行中でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、中小企業信用保険法申請件数につきましては、4月から2月19日までの間で73件となっておりますことを併せてご報告させていただき、回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 住民福祉部の岸部でございます。議長のお許しをいただきましたので、10番、池田議員のご質問に回答させていただきます。

1つ目の質問につきましては、介護保険制度の創設前の課題として、介護に必要な期間が長期化、また介護する家族の核家族化、高齢化も進んできており、家族だけでは十分な介護をすることが難しくなってきました。また、高齢者介護に関する制度は医療と福祉が縦割りとなっていたため、介護を理由とする長期入院、社会的入院等医療サービスが不適切に利用されている等の問題もあり、誰もが安心して老後生活を送ることができるように、平成12年4月から、社会全体で介護を支え合う仕組みとして介護保険制度が施行されました。老後、最大の不安要因である私的介護から社会全体で支えていく公的介護へ、保険料という社会保障方式により給付、負担の関係を明確にし、利用者の選択による多様な民間事業者の参入により医療、福祉のサービスを総合的に受けられる契約制度と変わりました。

また、介護、医療保険から分離し、介護保険サービスにより社会的入院解消の条件整備等

も図っております。会議離職の解消については、今なお社会的課題でもあります。介護者はとりわけ働き盛り世代で、介護を行う時間、方策、多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられ、本町においても介護休業制度等について周知に努めてまいります。

2つ目につきましては、現在、三宅町内の介護事業所は5法人となっております。利用者の方は、地元の事業所や近隣市町村の事業所を利用されています。今後も利用者が真に必要なとするサービスを受けられ、利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

3つ目につきましては、三宅町では、国の基準に合わせた9段階となっております。令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画においても介護保険事業計画等策定委員15名でございます。うち公募により選ばれた委員が2名でございます。その皆様のご意見をいただき、策定に当たっております。

また、保険料につきましては、2025年団塊の世代の方が多く後期高齢者となることも見据え、介護給付費基準基金、令和3年度1月現在残高約6,800万円のおおむね半分の3,000万円を投入し、保険料の減額を行っております。

今回、第8期については細分化することは考えておりませんが、次の第9期介護保険事業計画策定までの実態調査を行い、他団体の状況や中長期の財政状況を踏まえ、総合的に協議、検討してまいりたいと考えております。

以上で池田議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、再質問ありますか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） まず、過疎地域指定の問題ですけれども、今、町長がこういう施策をやってきたということで、実際に過疎地域の脱却ができるのかどうかということは非常に疑問でもあります。

ところで、この過疎地域指定なんですけれども、今年3月で法律が終了ということになるんですけれども、4月以降については、どのようになるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） ただいまの池田議員の4月以降どうなるのかというところ辺で、今現在、メディアのほうでも一部報道はされているんですが、今国会で新過疎法につきましては議員立法、全会一致というような形で可決されたために、三宅町が現時点で対象であるかどうかというのは、現状、県からの通知等も今ない現状であります。

ので、そこは分からない状態であります。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） まだ議員立法そのものが3月末までというふうになっているので、具体的にどういうふうになるか分かりませんが、今、自民党のほうで考えられているこの次の時限立法なんですけれども、新法案の名称は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で、2021年度から10年間の時限立法として自民党から提案されて、今国会のほうに提案されております。新要件では、人口減少を図る基点を現行の1960年から75年に変更、これにより、減少率が小さくなる自治体が増える見通しとし、財政力が低い団体に対しては、人口減少率の要件を緩和する新たな規定を設けるとしています。三宅町の場合はどのようなんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○みやけイノベーション推進部長（宮内秀樹君） 先ほどのご回答と重なるかも知れませんが、概要等は報道等でもされているというところ辺はあるんですが、この新過疎法のほうの法案自体が全体が示されているというのがネット上でもないし、県からの報告としても全くない状況なので、先ほどの回答と重なりますが、今現状では、そこら辺については未定であります。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 国会のほうでどうなるかまだはっきりしていないので、分からないというのは現状だと思います。

次に、先ほどの答弁の中で、過疎債について残高が4億514万5,000円というふうになっているというふうに答弁がありました。将来の負担率は令和1年度が32.6%で、今後5年間あるいは10年後はどのようなことになるんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） お答えします。

ただいまのご質問、5年後、10年後というところなんですけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして、交付税でありますとか地方税など、令和3年度以降ですけれども、国ばかりでなく、地方自治体の財政運営は先が不透明でございます。複合施設整備事業や町道1号線整備による公債費は増えております。当然それらの負担は、それに伴って増えてまいることですけれども、財政調整基金や減債基金の確保、有利な補助金や地方債の活用によりまして、健全な財政運営に努め、将来負担比率の抑制に努めてまいり所存でございます。

ます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 今後の事業もありますので、どのようにしていくのか、明確な答弁はなかなかしにくいと思います。

次なんです、介護保険ですけれども、第8次計画の令和3年度は第1段階から基準の第5段階までの被保険者は1,561人であります。第6段階から第9段階までの被保険者は892名となっています。これは基準というのが第5段階というのを基準にして、それぞれ指数を掛けてそれぞれ計算されるということになっております。低所得者に負担をかけないようにするために、段階数を増やすことが必要ではないでしょうか。県内でも17段階まで細分化しているところもありますし、国は25段階まで設けることができるというふうにしているんですけれども、先ほど、次の計画で検討していくような回答があったんですけれども、これについては早急に検討して、途中でもそういうことができないのかというなんかを含めて、検討が必要じゃないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 先ほどの一般質問で回答させていただきましたが、第8期の分につきましては、国の基準に合わせた9段階としております。第9期の策定委員会までには他団体の状況や中長期の財政状況等を考えながら、総合的に協議、また検討等をさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 細分化についても、次の計画で検討されるということでもあります。令和3年度からの1号保険者の保険料なんですけれども、基準額が400円引き上げられることになっています。コロナ禍の中で、今保険料を引き上げることは中止することが必要ではないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 高齢化率も上昇しておりますので、介護給付費も年々上昇しております。また、1号被保険者の保険料の財源も23%、これは国の介護保険は65歳以上の方と決まっており、3年間の給付見込みが考えられますと、上げざるを得ないと考えております。また、介護給付費基金のほうで3,000万円等の取崩しをしながら保険料の軽減を行っているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 介護保険料ですけれども、こういうコロナの中で実際引き上げられるということなんですけれども、もっと熟慮する必要があるのかと思います。

次に、新型コロナ対策なんですけれども、ワクチン接種が今始まっているところであります。三宅町の場合、具体的にどのようなことになるのでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） ただいまのワクチン接種につきまして回答させていただきます。

今現在、ホームページのほうでもお知らせしておりますが、3月1日付で新型コロナワクチン接種対策室を開設させていただきまして、現在クーポン券を作成するために必要なシステムの改修や対象者の洗い出しなど、ワクチン接種のための事務作業が始まっております。ワクチン接種の会場につきましては、あざさ苑を利用する予定としております。土曜日、日曜日に接種日を設け、高齢者の方に案内をさせていただきたいと思っております。また、ワクチン接種のほうに従事される医師、看護師につきましては、その派遣をまつおかクリニックのほうに対応いただく予定をしております。現在調整中であります。また、接種に必要な医療機器や救急対応のために必要な薬剤等の確保につきましても、まつおかクリニックと一緒に調整のほうしていく予定としております。

現在、国の発表では、4月12日から開始するとの報道等があったと思いますが、実際には、2月末の奈良県からの説明会では、4月5日から高齢者用のワクチン供給が開始されます。ただし、4月5日には2箱、4月12日の週に10箱、4月19日の週に10箱が奈良県全体の供給量として割り当てられるというふうに示されているだけで、それ以降についての詳細が分からない状況になっております。

このため、奈良県のほうでは、全市町村で始められるように配分していきたいと提案されまして、三宅町につきましては60本、2回接種分として150人分の供給量について示されました。ただ、示されました日程のうち、いつ頃三宅町にその60本が届くのかというのは、まだ詳細決まっておきませんので、接種計画のほうも今のところきちんと立てることができない状況であります。

今後、また県からの情報提供に基づいて協議を進めてまいりまして、接種計画が明確になり次第、住民の皆様には速やかにお知らせしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辰巳光則君） 池田議員。

○10番（池田年夫君） 県のほうからも、ワクチン接種について具体的な数値は示されているけれども、実際に物が届くのはいつか分からないと。実際にいつから接種できるか分からないという状況でもあります。そこで、ほかの市町村では、そこに救急車を配置して、もし接種の場所で、もしそういう受けた方に異変が起こればすぐ対応できるような対応もしているということも報道されているので、そういうことも考慮して対応していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 植村心得。

○健康子ども局長心得（植村恵美君） そちらにつきましては、土日開催、奈良県下におきましても、集団接種を選ばれる市町村のほうが多いということもありまして、土日に接種日を設けられるところが多いかと予測されております。そのため、救急車の対応につきましては集中する可能性もあるということでありまして、そちらの対応については奈良県のほうで調整のほうをさせていただきたいというふうな申入れのほうはいただいております。

○10番（池田年夫君） 以上で終わります。

○議長（辰巳光則君） 池田年夫君の一般質問を終わります。

これで、本日定例会に通告されました一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、6日より22日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月23日火曜日、午前10時より再開いたしまして、ただいま各常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。

（午前11時03分）

令和3年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和3年3月23日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鰭 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	金 井 壮 夫
教 育 長	澤 井 俊 一	みやけイノベーション推進課長	宮 内 秀 樹
総 務 部 長	岡 橋 正 識	健康子ども局長心得	植 村 恵 美
住民福祉部長	岸 部 聖 司	教育委員会事務局長	森 本 典 秀
まちづくり推進部長	江 蔵 潔 明	会 計 管 理 者	吉 田 明 宏

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中 谷 亮 一	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	岸 本 奈 己

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

1 番 議 員	久 保 憲 史	2 番 議 員	川 鰭 実希子
---------	---------	---------	---------

令和3年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和3年 3月23日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

特別委員長及び常任委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設委員会委員長報告

(3) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 令和3年3月、三宅町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎特別委員長及び常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、特別委員長及び常任委員長報告についてを議題とします。

去る3月5日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月8日と9日に開会されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、松本 健君。

○予算審査特別委員会委員長（松本 健君） それでは、予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月3日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました令和3年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計等予算案5件について報告いたします。

国における令和3年度一般会計予算の概算総額は106兆6,097億円と、前年度当初予算比で3兆9,517億円の増加となり、9年連続で過去最高を更新しております。

そして地方財政においては、一般財源総額について、交付団体ベースで実質前年度2,000億円上回る62兆円を確保され、地方交付税は、前年度よりも9,000億円増の17兆4,000億円となっております。交付税は増額となりましたが、今後も地方財政を取り巻く環境に変わりなく、政府の動向を注視し、行政運営を行っていく必要があるところであります。

このような中で、本町の財政状況は、令和元年度決算において経常収支比率は前年度より0.4%改善し88.2%となり、県平均98.0%、全国平均93.6%を下回っているところでありま

す。

また、これまでの着実な基金積立てにより、財政調整基金、公債減債基金については、令和3年1月末現在で合わせて17億1,700万円となっております。また、公共施設等整備基金等の積立てを合わせると、令和3年1月末現在高は23億6,500万円となっております。

財政健全化法による実質公債費比率は、前年比1.0%増の9.9%、将来負担比率については5.0%減少し、32.6%となり、普通交付税等の一般財源が年々減少傾向にある中、町財政については、現在は健全段階にあるものの、財政力指数は0.31と依然として弱い財政基盤であり、自主財源の町税等においても大幅な増加は見込めないことから、まち・ひと・しごと創生総合戦略による諸施策を実現することにより財政基盤の安定を図っていかない限り、町財政はなお引き続き厳しい状態であると言えます。

本町の令和3年度の予算編成におきましては、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式の対応に向け、コロナ禍に向けた政策予算を基本とし、未来の三宅町をつくり上げるための重点施策として、ポストコロナ時代の新たな日常の実現を推進しつつ、交流まちづくりセンターM i i M oの運営、生活インフラの整備、子育て支援の充実、ICT教育等の推進、防災力の強化など、住民生活にとって必要性、緊急性、有効性の高い施策に取り組み、人口の安定化に向けた総合戦略の目標を確実に達成する取組を図ることを目標とした予算措置が行われています。

議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算案は総額36億4,000万円となり、対前年度比としてマイナス13.9%、5億9,000万円の減額となっております。

まず、歳入について、主なものとしたしましては、款1町税は5億8,350万1,000円で、全ての税収が減収になったことにより、前年度に比べ1,667万3,000円の減額となっております。

款2地方譲与税は、自動車重量譲与税他で1,995万4,000円、330万円の減額。

款3利子割交付金他、おのおのの交付金で前年度より183万2,000円増額の1億5,426万7,000円、地方交付税は、18億3,222万5,000円の収入が見込まれております。

款12分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、予防接種ほか各種検診負担金、小中学校給食負担金、式下中学校普通交付税負担金等で7,231万8,000円。

款13使用料及び手数料では、交流まちづくりセンター使用料、町道占用料、町営住宅使用料、住民基本台帳事務手数料、指定ごみ袋売払い手数料及び廃棄物処理手数料等を合わせ、4,189万6,000円の収入が見込まれております。

款14国庫支出金では、負担金、補助金、委託金を合わせ、3億3,441万8,000円、款15県支

出金では、負担金、補助金、委託金を合わせ、1億7,387万6,000円が見込まれております。

款16財産収入では、財産貸付収入、基金利子並びに不動産売買収入を合わせ1,347万7,000円が見込まれ、款17寄付金では、ふるさと納税を含め3,050万1,000円が見込まれ、款18繰入金については、8,687万6,000円が見込まれております。

款19繰越金は昨年度同様の1,000万円、款20諸収入では、各課における雑入、職員駐車場使用料等を合わせ2,689万1,000円、款21町債では、臨時財政対策債、公共施設等適正管理推進事業債、地域活性化事業債、公共事業等債などを合わせ、2億5,980万円が見込まれております。

次に、歳出について、款1議会費は、議会運営関係、議員及び職員人件費、また県外研修等を合わせ、6,384万3,000円が計上されています。

款2総務費では、継続的に行われている事業等経費のほか、新たに公共施設等の長期的な継続を目指すための公共施設等総合管理計画策定事業、「子どもも大人も自分ごととして関わり、まちのみんなができること・やりたいことを積み重ねながら、三宅町の未来を育むまちの拠点」となることを目指し建設されたMi i Moの施設管理及び運営に係る経費、令和3年度中に執行される衆議院議員選挙費などに係る所要の経費を含め、7億6,979万6,000円が計上されています。

款3民生費は、国民健康保険特別会計繰出金に係る経費、心身障害者・精神障害者、高齢者、乳幼児、ひとり親家庭への医療費助成事業、後期高齢者医療広域連合の運営等に係る経費、高齢者が住み慣れた自宅で日常生活を送れるように事業展開する高齢者福祉事業、介護保険特別会計繰出金に係る経費、あざさ苑指定管理委託料、障害者及び障害児の福祉の増進を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する障害者自立支援事業、地域生活支援事業及び障害児支援事業、また児童福祉では、児童手当等給付事業、児童虐待防止対策事業、子育て支援事業に係る経費、認定こども園施設管理運営費、放課後児童健全育成事業に係る経費などを合わせて11億5,032万6,000円が計上されています。

款4衛生費は、各種がん検診等健康増進事業、予防接種等健康対策に係る経費、乳幼児健診等の母子保健事業、妊産婦及び乳児に支援を行う産前・産後サポート事業、国保中央病院負担金、ごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係経費、また新たな事業として、感染症の予防と拡大防止を目的とした新型コロナウイルス感染症対策事業、産婦及び新生児支援のための産後ケア事業などを合わせて2億5,655万2,000円が計上されています。

款6農林水産業費では、農業用施設等の改修工事費用として土地改良事業団体連合会へ事

業・事務拠出金を支払う土地改良施設維持管理適正化事業、土地の境界位置と面積を測量する地積調査事業、農業委員会業務全般の運営に係る農業委員会費、農産物推進に係る経費、新規就農支援事業などで4,879万9,000円が計上されております。

款7商工費では、グローブ100周年記念事業関係経費や商工振興に係る各種負担金及び補助金などで932万8,000円が計上されております。

款8土木費は、三宅1号線道路整備事業、道路等の維持管理経費、町営住宅管理経費、公園管理経費、空き家対策経費、企業立地促進のための経費などで4億9,964万5,000円が計上されています。

款9消防費は、災害に強いまちづくり事業、防災・災害対策関係経費、消防団員活動経費、奈良県広域消防組合消防費負担金を合わせ、1億6,256万7,000円が計上されています。

款10教育費は、教育委員会、小学校等の管理運営経費、式下中学校管理運営経費に係る式下中学校組合負担金、公民館等社会教育施設管理経費、社会教育活動経費、文化財保護費並びに保健体育活動費、人権教育費などを合わせ、2億4,805万7,000円が計上されています。

款12公債費については、地方債の元金・利子償還金を合わせ、4億197万2,000円が計上されております。

それでは、3月8日と9日の2日間にわたり行いました予算審査経過並びに結果につきましてご報告いたします。

まず、先ほど説明いたしました議案第1号の審査経過についてより申し上げます。

みやけイノベーション推進部では、地方創生推進委員会の開催回数等について、広報職員研修報償費の内容について、随意契約保証型民間事業者提案制度においては、随意契約を前提に行われるものであり、審査において外部委員を導入し透明性を図るとのことであるが、そもそもが不正を招くおそれがあるのではないかということについて、また、民間提案を取り入れるために随意契約保証というものが必要なのか、地域公共交通事業に伴う運行事業者、新年度からの補助額の変更及びタウンミーティングでの住民からの意見について、交流まちづくりセンターMi i Moにおいては、運営が始まることにより現在の様々な住民生活がどのようなになるのか、中でも高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の予算削減は、Mi i Moができるから活動が減らされるとの住民意見があることについて、また、施設利用料金と利用開始時期、中央公民館解体とMi i Mo利用開始の空白期間の対応、窓口コンシェルジュの人員、地域コーディネーター謝金、運営企画支援委託料、施設関連備品購入費、施設の利用料金がどのように使われるのか、図書フロアの専門的な職員の配置及び図書フロアの特

色についてなどの質疑を行いました。

次に、総務部関連では、庁舎キュービクル更新の理由について、町有財産不動産鑑定の実施件数について、外部人材活用事業の複業人材プロジェクト実証実験の成果の評価及び契約の体系について、三宅町まちづくり交付金について、防犯カメラ設置数と要望件数について、人権啓発相談事業並びに人権啓発交流事業委託金について、消費生活相談について、防災行政無線の設置について、自治体中間サーバー・プラットフォームの次期システム更改について、ふるさと納税推進事業の減額について、情報系システム機器購入費について、臨時財政対策債の今後について、コロナウイルスの感染症の影響による税収についてなどの質疑を行いました。

続いて、まちづくり推進部関連では、伴堂農業用水路せき改修実施箇所について、新川転落防止柵工事の工事エリアについて、橋梁補修設計業務の業者選定について、三河橋予備設計業務について、グローブ100周年事業に伴うガバメントクラウドファンディングについて、水田ウンカ被害によるドローン農薬散布実証実験の規模について、ため池施設の危険箇所について、農地地籍調査事業の今後のプラン及び境界の位置と面積について、特定空き家候補物件調査委託、空き家実態再調査業務委託並びに空き家の利活用について、飛鳥川・曾我川・寺川堤防除草工事について、石見中団地側溝清掃工事の計画期間について、町営住宅の今後の方針について、環境衛生費の害虫駆除についてなどの質疑を行いました。

続いて、住民福祉部関係については、国民健康保険における1人当たりの平均保険料について、中長期在留者居住地届出等事務委託金について、応益保険料の軽減額に応じた国・県からの補助金に町負担分を加えた額について、税改正による国民年金システム改修について、介護人材確保対策総合支援の見通しについて、要介護高齢者紙おむつ等支給事業及び高齢者の生きがいと健康づくり推進事業予算額の減少について、三宅町におけるシルバー人材センターの登録者数についてなどの質疑を行いました。

次に、健康子ども局関係の質疑として、保育所入所受託負担金予算額の増及び学童保育保護者負担金予算額の減少について、地域生活支援事業について、マイナンバー情報連携体制整備事業国庫補助金について、ふるさと納税寄附金のうち、みやけまちいくパートナーシップ事業へ財源充当を行うものについて、デイサービスセンター納付金について、社会福祉町単独事業の目標指標にあるボランティアについて、成年後見制度利用支援事業について、児童3手当の目標指標にある出生数40人について、保育所における待機児童について、病児保育・病後児保育負担金について、子育てシェア人材発掘事業において補助金がなくなった場

合及びA s M a m a アプリの登録マニュアルの作成、預かりママさんの目標値及び地域通貨導入について、子ども家庭総合相談窓口業務について、国保中央病院負担金について、健康子ども課専用電話・ファクス回線について、新型コロナウイルスワクチン接種についてなどの質疑を行いました。

次に、幼稚園関係の質疑として、保育事業者コンサルタント、保育士支援アドバイザーについて、会計年度任用職員数について、正課体育・リトミック委託料及び人材派遣委託料について、待機児童における保育士確保の打開策に保育事業者コンサルタントを活用することについて、手ぶら登園サービス利用料について、通園児童以外のおむつ支援についてなどの質疑を行いました。

次に、子育て支援センター関係として、子育て支援センターの利用者数についての質疑を行いました。

次に、教育委員会関係の質疑として、特別支援教育支援員及び学習支援員の配置人数について、三宅小学校 I C T 環境整備事業の進捗状況について、マラソン大会参加料について、生涯学習講座について、三宅町地域人権学習事業委託業者の募集について、三宅町内の古墳数について、文化ホール利用者数の促進について、教育委員会に係る町内に設置されている案内板の修繕についてなどの質疑を行いました。

また、全体概要の質疑として、県立大学理工系誘致、交流まちづくりセンターの運営会議、地域BWA（広帯域移動無線アクセス）の推進、一般会計予算歳入における地方交付税、繰入金、歳出における公債費などの質疑を行いました。

また、本委員会における議員間討議では、民間事業者提案制度事業についての討議が中心となりました。

民間の事業提案を取り入れること自体には皆賛成であるものの、それが随意契約保証であることの必然性、また随意契約保証とする上での透明性担保、随意契約保証そのものが持つ根本的な問題などが挙げられました。本案件は、一般会計予算自体の判断に関わるものとなりました。

議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算について、本委員会は、賛成少数で原案を否認いたしました。

次に、議案第2号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出予算では8億1,000万円の計上となり、前年度と比較して約12.3%の増となっており、新型コロナウイルスの影響による被保険者数について、全体の保険給付費総額と保険給付費等交付

金における普通交付金額の違いについて、子供の均等割分の免除の検討についてなどの質疑を行い、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第3号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で1億2,970万8,000円の計上で、対前年比約2.3%の減額となっており、保険料及び後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金の減少要因について、人間ドック・脳ドックの項目がないことについてなどの質疑を行い、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第4号 令和3年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算で8億1,300万円の計上で、前年度と比較して約1.0%の増額となりました。

施設介護サービス給付費の急増による在宅介護の支援のネックについて、第1号被保険者の保険料の減少要因について、地域包括支援センター業務委託の現状課題及びちょっとしたサービスをAsMamaアプリで活用できないかについて、地域包括支援センター業務を分けて委託することはできないかについて、成年後見制度利用支援事業について、地域包括ケア推進会議と生活支援コーディネーター配置事業の関連について、三宅町地域包括支援センター委託業務の令和4年度、5年度までの債務負担行為についての質疑を行い、本委員会では、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第5号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算で2億9,400万円の計上となり、前年度と比較して7.5%の減額となっており、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第6号 令和3年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入は2億8,658万4,000円で支出は9億8,180万2,000円、また資本的収入で8,750万5,000円、支出では1億1,581万9,000円の予算計上が図られ、長期前受金戻入の国庫補助金について、磯城郡水道企業団への磯城郡3町の負担金について、県水転換におけるメリットについて、総係費において前年度は退職者関係の予算計上があったが今年度ないことの理由について、減価償却費内訳の構築物について、浄水場施設解体後の跡地利用について、磯城郡水道企業団の会計システム導入費用についての質疑を行い、本委員会では、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

以上が特別委員会に付託を受けました令和3年度予算6議案についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり5件を承認し、1件を否認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） 松本委員、お疲れさまでした。

続いて、3月10日午後1時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、森内哲也君。

○総務建設委員会委員長（森内哲也君） 議長の許可を得ましたので、しゃべらせていただきます。

去る3月5日、第1回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました議案について、10日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第7号 令和2年度三宅町一般会計の第8回補正予算案についてです。

歳出のうちイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目2の文書広報費では、コロナ禍による広報研修の未実施及び広報作成事業費確定による報償費、委託料合わせて95万2,000円の減額。目4企画費では、コロナ禍により各種イベントが激減したことによる各事業経費並びに地域公共交通事業委託料合わせて436万3,000円の減額補正が行われています。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、コロナ禍による災害発生時の避難所を開設する場合において、感染拡大を防止するための備品購入費及び文化ホール修繕料合わせて1,000万円の増額補正が行われております。

総務部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、磯城郡町村会負担金減額により33万2,000円の減額。目3財産管理費で庁舎エレベーターリニューアル工事に係る入札差金及び公共施設等整備基金積立金確定による減額で、合わせて543万円の減額。目4企画費で、緊急雇用事業（人件費）の執行経費確定により288万9,000円の減額。目6諸費で、自主防災組織育成事業の不採択に伴う補助金で200万円の減額補正が行われております。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、人権問題啓発活動推進本部事業経費で173万8,000円の減額補正が行われております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で、感染症対策用品配布事業の執行経費確定により63万7,000円の減額補正が行われています。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、デジタル防災移動通信システム整備工事費の入札差金及び災害に強い町づくり事業の防災総合訓練並びに大和川水系総合水防演習中止に伴う開催経費、防災備蓄品購入の入札差金、また耐震シェルター設置申請件数の確定に伴う補助金で、合わせて412万3,000円の減額補正が行われております。

款14予備費、項1予備費、目1予備費で、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため73万4,000円の減額補正が行われております。

まちづくり推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目7複合施設整備費で、複合施設整備事業に係る委託業務の請負差金により、2,779万8,000円の減額補正が行われております。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費で、ごみ分別講演会の講師謝金が無償にて行えたこと、指定ごみ袋作成の請負差金及びコロナ禍により3自治会が通井張りを中止されたことで、合わせて323万3,000円の減額補正が行われております。

款6農業水産業費、項1農業費、目1農業委員会費で財源内訳の変更がされております。目2農業総務費で、人・農地プラン作成経費のアンケート配布・回収を各大字耕地組合や自治会、関係団体の協力により無償で実施したことにより17万9,000円の減額。目4農地費で、ため池ハザードマップ作成業務委託料の執行残により、630万3,000円の減額補正が行われております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費で、新型コロナウイルス感染症対策による感染症拡大防止協力金、雇用調整助成金活用促進助成金及び事業者家賃補助金の決定により、114万2,000円の減額補正が行われています。

款8土木費、項1土木総務費、目1土木総務費で、財源内訳の変更がされております。

款8土木費、項2道路橋寮費、目1道路維持費で、新型コロナウイルス感染症の影響により集会及び事業の遅延による自治会事業補助金100万円の減額。目2道路新設費で、工事費及び負担金の請負差金並びに土地借地料確定により、合わせて580万円の減額補正が行われております。

款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費で、既存木造住宅耐震診断事業及び改修補助事業の応募件数確定並びに耐震改修促進計画改定委託料差金により、合わせて96万円の減額です。目4下水道費で、下水道事業の決算見込みにより、公共下水道事業繰出金580万6,000円の増額補正が行われております。

款8土木費、項4まちづくり費、目3企業立地促進費及び項5住宅費、目1住宅管理費で財源内訳の変更がされております。

また、繰越明許費では、公共施設ICT環境整備事業958万円、複合施設整備事業4,834万6,000円、図書館パワーアップ事業1,985万6,000円、道路維持管理事業75万円、社会資本整備総合交付金事業3,060万円、避難所新型コロナウイルス感染症対策事業2,500万円が計上されて

おります。

続いて、歳入におきまして、款12分担金及び負担金、項2負担金では、地籍調査負担金126万円の款15県支出金、項1県負担金への振替が行われております。

款13使用料及び手数料、項2手数料では、廃棄物処理手数料の決定見込みにより、66万5,000円の増額補正が行われております。

款14国庫支出金、項2国庫補助金では、耐震シェルター設置事業に対する国庫補助金で全額の25万円の減額、既存木造住宅耐震診断・改修支援事業の申請者数確定及び耐震改修促進計画改定委託料に差金が発生したことにより48万円の減額、社会資本整備総合交付金事業の交付額確定により183万5,000円の減額、大和川水系総合水防演習の中止により、防災・安全交付金8万7,000円の減額補正が行われております。

款14国庫支出金、項3国庫委託金では、人権啓発活動地方委託金の決算見込みにより、24万9,000円の減額補正が行われています。

款15県支出金、項2県補助金では、奈良県ごみ処理広域化推進補助金、ため池ハザードマップ作成補助金、人・農地問題解決加速化支援事業補助金、既存木造住宅耐震診断支援・改修補助金及び耐震シェルター設置事業県費補助金の決算見込みにより、合わせて694万7,000円の減額補正が行われております。

款16財産収入、項1財産運用収入では、上但馬町営駐車場貸付収入26万4,000円の減額補正が行われています。項2財産売払い収入では、土地売払い収入の決算見込みにより、430万3,000円の減額補正が行われています。

款20諸収入、項6雑入では、環境衛生課雑入及び一般財団法人自治総合センター助成金の決算見込みにより、合わせて219万6,000円の減額補正が行われています。

款21町債、項1町債では、過疎対策事業債において、過疎対策事業費の確定により、政策推進課、総務課、土木まちづくり課、産業管理課及び環境衛生課と合わせて7,500万円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響により年度途中の減収を補填するため、特別地方債である減収補填債の発行が可能になったことにより1,180万円の増額、公共施設等適正管理推進事業債において、複合施設整備事業の確定により1,620万円の減額、市町村振興基金において、複合施設整備事業費の確定により4,300万円の増額、緊急防災減債事業債において、デジタル防災移動通信整備事業費の確定により、280万円の増額補正が行われております。

以上が一般会計第8回の補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

過疎対策事業費確定による過疎対策事業補正について、三宅町タウンプロモーション事業

における太子道の集い事業について、新型コロナ対策事業における公共施設（指定避難場所等）の備品購入費、緊急雇用会計年度任用職員及び学生応援配布事業について、過疎対策事業債（ソフト）の決算見込額及び市町村振興基金について、三宅１号線道路整備事業の土地借地料について、ため池ハザードマップについて、少集落事業残地駐車場の今後の対策について、グローブ生産100周年記念事業の進捗状況と住民への周知について、新型コロナ対策における感染症拡大防止協力金、雇用調整助成金活用促進助成金及び事業者家賃補助金の申請件数について、指定ごみ袋作成業務の決算見込額についてなど、これらの質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号 令和２年度三宅町公共下水道事業特別会計第２回補正予算案については、歳出において、款１公共下水道事業費、項１公共下水道費、目１一般管理費では、一般管理費執行額確定及び決算見込額により411万7,000円の減額、同じく目２公共下水道整備費では、公共下水道整備費執行額確定により、537万円の増額補正が行われております。

款２公債費、項１公債費、目１元金では、財源内訳の変更がなされております。

歳入については、公共下水道使用料の決算見込額により505万3,000円の減額、公共下水道事業補助金国補正対応分として300万円の増額、下水道事業県費補助事業の執行額確定により110万円の減額、繰入金で一般会計繰入金580万6,000円の増額、町債では、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債及び過疎対策事業債合わせて140万円の減額補正が行われており、公共下水道の開栓数についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第12号です。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、令和２年度に引き続き令和３年度においても、手当の額を除き、町長、副町長、教育長の給料額を減額するため、町長は、給料総額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とし、副町長と教育長は、給与基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とすることを定めるための改正案であり、議会と同じく減額を廃止する考えはないのかという質疑を行い、基金を取り崩して予算を組まないといけない現状においては、減額をやめる考えはないとの町長の回答を得ております。

このような質疑を経て、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第13号 三宅町交流まちづくりセンター設置条例の制定案については、三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの開館に先立ち、同センターの設置、名称、位置、使用料等を定める条例の制定案であり、次のような質疑を行い、回答を得ております。

本条例第20条、運営委員会委員の選考方法、役割、権限及び委嘱者の権限については、現行の運営委員会と条例に記述されている運営委員会は同じと考えて間違いない。センター長の委嘱については、運営委員会からの要望を受け町長が委嘱することになり、あくまで運営委員会が主体であると考えているという回答を得ております。

条例の中に住民主体ということが書かれていないが、運営委員会というのは住民中心なのか、運営委員会のメンバーの中身がはっきりしないという質疑については、運営内容については運営規則で決めていく。現在、運営規則は案の段階で示すことはできないが、運営委員会には地域住民を中心としたグループの関係者を明記する予定だという回答を得ております。

本条例における規則については、今回議案となっている条例の下にある規則は、案の段階なので文章として出すことはできないと、規則の内容については口頭説明がありました。

M i i M o クラブの会員資格について、条例の内容ではなく規則の内容となり、口頭での説明により、三宅町を応援する個人・団体は通常の料金より安く利用できると言われ、会員になるのに必要な約束事についても口頭説明がありました。

口頭で説明された様々な規則の内容について文章で示していただきたい、実際に何をしようとしているのかイメージできないという議員側からの意見が出たことについては、今回、議会で審議をいただく条例は、施設を設置すること、その名前、場所、上限の使用料を定めるもので、運営については規則で定めるので、運営の内容と条例は分けて考えてほしいという担当課からの回答も得ております。

施設の使用料については、議案となる条例には最高額が記載されているのみであり、運用での料金表（案）の資料配付がありました。町内外、M i i M o クラブ会員で料金の差をつけるという説明を受けております。

将来は住民主体での運営を目指すことについての質疑には、立ち上げ当初は行政主体になるかもしれないが、住民主体での運営を望んでおり、そういう方向を目指したい、そういう回答も得ております。

施設の管理運営の責任の所在については、施設の管理は行政の責任とし、運営についても住民主体で考えるが、最終責任は行政にあるとの回答も得ております。

文化協会団体の優遇がM i i M o ではないことへの対策については、文化協会所属の団体がM i i M o を使わないという選択をされたとしても、他の方法で各種団体の現行の活動量が減ることはないと感じている、そういう回答も得ております。

以上のような質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認をいたしました。

次に、議案第22号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第23号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定案については、共に本条例に規定されている雇用促進奨励金に係る交付要件の一つである雇用者の定義に関する規定に関し、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律が短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律に改められたことによる改正案で、また、議案第24号 三宅町企業立地のための事業協力促進条例の一部を改正する条例の制定案は、本条例が引用しているさきの議案第23号の改正に伴った条項の修正を行うための改正案であり、本委員会は、それぞれ原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第25号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更案については、同組合を組織する地方公共団体のうち葛城広域行政事務組合が解散され、組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき議会に議決を求めるもので、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 専決処分事項報告です。

令和2年度三宅町一般会計第7回補正予算については、国の第3次補正予算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う関係予算の調整を緊急に行ったもので、総務建設委員会所管の歳出について、衛生費においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び接種体制確保事業に係る職員の時間外勤務手当384万円の増額補正が行われております。

予備費では、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため、808万8,000円の減額補正が行われています。

次に、審査の経緯について、ワクチン接種実施についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案2件、条例案6件、承認1件の概要であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認いたしました。また、本委員会における議員間討議も行いました。

本委員会における事業評価のテーマを三宅町交流まちづくりセンターMi i Moの運営と決定したことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（辰巳光則君） 森内議員、ご苦労さまでした。

続いて、3月12日午後1時30分より開会されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、渡辺哲久君。

○福祉文教委員会委員長（渡辺哲久君） 福祉文教委員会の委員長報告を行います。

去る３月５日、第１回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けた各議案について、１２日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第７号 令和２年度三宅町一般会計第８回補正予算案についての歳出のうち、住民福祉部関係では、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費では、国民健康保険基盤安定負担金で、平均保険税額並びに軽減割合の高い被保険者の増加により２３８万５,０００円の増額、精神障害者医療費助成事業扶助費で、対象者の入院の増加傾向により、２０万２,０００円の増額補正が行われています。

目２老人福祉費では、高齢者福祉事業について、決算見込額により高齢者地域活動推進補助金及び要介護高齢者紙おむつ事業の減額、老人保護措置事業について、利用者の障害者加算が対象外になったことにより減額、第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委託業務の確定により減額、介護保険特別会計繰出金の増額であり、合わせて１８２万６,０００円の減額補正が行われています。

目７後期高齢者医療費では、保険基盤安定負担金の特別会計への繰出金１０６万２,０００円の増額補正が行われています。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費では、決算見込額により新型コロナウイルス関係従事者給付金の減額及び介護・福祉・医療事業所応援助成金の減額で、合わせて２７万円の減額補正が行われています。

健康子ども局関係では、款２総務費、項１総務管理費、目１０特別定額給付金事業費で、昨年４月２８日から本年３月３１日生まれの新児の出生見込数が当初見込数を下回ることにより、９０万円の減額補正が行われています。全国的な傾向ですが、コロナウイルスの影響と思われます。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費では、障害者自立支援事業について、障害福祉サービス利用者の増加並びに制度改正に伴う障害福祉管理システム改修により、合わせて７３７万７,０００円の増額、地域生活支援事業について、訪問入浴サービス利用者の減、地域活動支援センター負担金の案分比率を変更したことにより減額、移動支援事業利用者の増加により、合わせて６万８,０００円の減額、障害児支援事業について、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業の利用者数の減により、障害児通所給付費２００万円の減額補正が行われています。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、みやげ子ども・子育て応援事業について、子育て支援用具貸与事業の利用見込者数の減、子育て支援グループ活動補助金申請団体の申請見込数の減により、合わせて26万3,000円の減額補正が行われています。目2母子福祉費では、財源内訳の変更がされています。

款3民生費、項2児童福祉費、目6幼児園費では、給食委託料の契約更新に伴う執行残、人材派遣（保育士）委託料の執行見込額の減少により、491万8,000円の減額補正が行われています。目8放課後児童健全育成事業では、財源内訳の変更がされています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、保健衛生総務費においては、磯城休日応急診療所運営負担金88万円の増額。

母子保健事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による教室・健診事業費並びに当初見込者数の減少により、妊婦健診委託料、県外・里帰り出産費用助成及び未熟児養育医療給付費で合わせて149万3,000円の減額。

健康増進事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康教育事業費及びがん検診事業費を合わせて75万2,000円の減額。

感染症・予防接種事業においては、当初見込者数の減少により、乳幼児定期予防接種委託料及びインフルエンザ予防接種助成金で合わせて84万7,000円の減額。

産前産後サポート事業においては、妊婦届出者数及び出生数の減少により、助産師訪問指導事業報償費、妊婦歯科健診委託料並びに産婦健診補助で合わせて42万5,000円の減額。

新型コロナウイルス感染症対策事業においては、感染者及び濃厚接触者で入院や自宅待機を余儀なくされる住民が今後増加する見込みにより、感染症対策休業助成事業費245万3,000円の増額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費で、子育てのための施設等利用費の対象者確定により120万円の減額。

項2小学校費、目1学校管理費では、三宅小学校特定建築物定期調査委託料の確定により減額、校内通信ネットワーク整備等業務委託料及び備品購入費の確定により減額、並びに分散学習環境整備用大型ディスプレイの購入費、コロナ禍において教育活動を継続するための感染症対策備品の購入費であり、合わせて925万5,000円の減額補正が行われています。

項2小学校費、目2教育振興費では、就学補助システム使用料の減額、就学援助費及び特別支援奨励費の申請者確定に伴い、89万6,000円の減額。目3学校給食費では、牛乳パック保管用物置購入費で21万8,000円の増額。

項3 中学校費では、財源内訳の変更がされています。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費では、成人式記念講演報償費の減額及び新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習講座並びに子ども体験教室の一部、文化祭を中止したことにより、合わせて93万円の減額。目5 文化財保護費では、三宅町古墳群アンノ山南古墳測量調査業務費確定により140万円の減額。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響によるマラソン大会及び市町村対抗子ども駅伝大会の中止により、186万9,000円の減額補正が行われています。

また、繰越明許費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,000万1,000円、I C T環境整備事業130万9,000円、感染症対策事業50万5,000円が計上されています。

続いて、歳入におきましては、款12分担金及び負担金、項2 負担金では、幼稚園保護者負担金、保育所入所受託負担金及び未熟児養育医療自己負担金で合わせて69万9,000円の減額補正が行われています。

款14国庫支出金、項1 国庫負担金では、子どものための教育・保育給付国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分、障害者自立支援費等負担金及び障害児支援負担金で合わせて412万4,000円の増額。

項2 国庫補助金では、地域生活支援事業、障害福祉管理システム改修事業、母子保健衛生費国庫補助金、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、公立学校情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金、記念物・埋蔵文化財関係国庫補助金、児童虐待D V対策等総合支援事業補助金、母子家庭等対策費総合支援事業補助金及び保育緊急確保事業で合わせて327万1,000円の減額補正が行われています。

款15県支出金、項1 県負担金及び項2 県補助金では、さきの款14国庫支出金に関係するもので合わせて289万1,000円の増額補正が行われています。

款20諸収入、項6 雑入では、要介護高齢者紙おむつ支給事業利用者負担金、マラソン大会スポンサー収入、生涯学習事業及び子ども体験教室参加費で合わせて64万1,000円の減額補正が行われています。

款21町債、項1 町債では、過疎対策事業債において、過疎対策事業費の確定により、住民保健課、長寿介護課、健康子ども課及び教育総務課と合わせて1,580万円の減額補正が行われています。

以上、一般会計第8回補正予算であり、国民健康保険基盤安定負担金の増額補正の要因の一つである軽減割合の高い被保険者が増加していることについて、精神障害者医療費の入院が増加傾向にあることについて、コロナの影響による児童虐待・DVの町内での現状について、コロナ禍における健診受診者増加の方策について、磯城休日応急診療所について、インフルエンザ予防接種の当初見込者数について、三宅小学校特定建築物定期調査について、教育活動を継続するための感染症対策事業についてなどの質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算案については、歳入において基盤安定負担金の増額及び基金繰入金の減額による予算調整がされ、歳出においては、国保連合会において新型コロナウイルス及びマイナンバー関係のシステム改修及び奈良県からの納付金確定通知による予算額の補正を行ったもので、149万5,000円を増額し、歳入歳出の総額を7億2,489万3,000円と定めるものであり、国保情報データベースシステム改修についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第9号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第3回補正予算案については、歳入において一般会計繰入金の増額による予算調整がされ、歳出においては、後期高齢者医療広域連合に対する納付金の確定による増額により106万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を1億3,450万2,000円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算案については、歳入において国庫支出金等の確定に伴う減額、一般会計繰入金の増額による予算調整がされ、歳出では、制度改正に伴うシステム改修費等、認定調査費等、地域支援事業費、予算調整による介護給付費準備基金積立金及び予備費の減額により1,067万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億2,014万1,000円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定案については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金について規定する条文中、新型インフルエンザ等対策特別法の規定を引用して定義している条文を新型コロナウイルス独自の感染症の定義に改めるための改正案であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定案については、

給与所得控除、公的年金等控除の控除額を10万円引き下げ、基礎控除の額を10万円引き上げる所得税法の改正が令和3年1月1日から施行されたことに伴い、ある程度所得がある給与所得者等が2人以上いる世帯について不利益が生じないようにするための改正、低・未利用土地の譲渡に係る長期譲渡所得について100万円を控除することができるとした特別控除の新設に伴う改正及び国民健康保険税の減免に係る規定について、国民健康保険の県広域化に伴い、条文を奈良県で統一するための改正案であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定案については、介護保険制度改正及び介護保険法第117条に規定する第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険第1号被保険者の保険料の改定による改正案であり、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、令和3年度介護保険制度改正に合わせて、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき行われる改正案で、主な改正内容は、1、感染症対策の強化、2、業務継続に向けた取組、3、ハラスメント対策の強化等の9項目であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、令和3年度介護保険制度改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき行われる改正案で、主な改正内容は、全サービス対象に、1、感染症対策の強化、2、業務継続に向けた取組、3、ハラスメント対策の強化等の9項目、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護における管理者や人員の配置基準等について所要の改正を行うものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第19号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、令和3年度介護保険制度改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正す

る省令に基づき行われる改正案で、主な改正内容は、１、感染症対策の強化、２、業務継続に向けた取組、３、ハラスメント対策の強化等11項目であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第20号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定案については、令和３年度介護保険制度改正に合わせ、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき行われる改正案で、主な改正内容は、全サービスを対象に、１、感染症対策の強化、２、業務継続に向けた取組、３、ハラスメント対策の強化等の９項目、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護において、オペレーター配置基準、管理者の配置基準の緩和等について所要の改正を行うものであり、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第21号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定案については、65歳以上の高齢者を対象とする無料入浴券が廃止されることに伴い、町内に住民票を有する65歳以上高齢者の浴場利用料を一律100円に改正するためのものであり、改正における町の考え方、浴場運営に多額の経費が必要であること、また施設の老朽化により今後の修繕費が見込まれることによる廃止も含めた検討の必要性、費用対効果を考慮するとしても、町民の大事なコミュニティーの場となっている事実もあり、丁寧に検討することについてなどの質疑を行い、本委員会は、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、承認第１号 専決処分事項報告、令和２年度三宅町一般会計第７回補正予算については、国の第３次補正予算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う関係予算の調整を緊急に行ったもので、福祉文教委員会所管の歳出について、衛生費においては、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び接種体制確保事業2,875万9,000円の増額補正が行われ、歳入において国庫支出金で2,451万1,000円の増額補正が行われており、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案４件、条例案８件、承認１件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま予算審査特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会の各委員長報告がありました。令和3年度三宅町予算案は、昨年続くコロナ感染症対策を含む予算案となり、過疎債を一円も加算しない予算案となっています。

町長は、議会の開会の挨拶の中で、「政府の月例経済報告によると、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さが見られるとされ、個人消費はこのところ弱さは含んでいる。設備投資は持ち直しの動きが見られ、企業収益は、非製造業では弱さが見られるものの、総じて見れば持ち直している。先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」と挨拶されましたが、政府の令和3年度の予算案の特徴は、1、現時点での最大かつ喫緊の課題であるコロナ対策について極めて無為無策で、感染防止に逆行するような予算まで含まれています。2番目に、コロナによって浮き彫りになった日本の経済社会の問題点に対応する点には不熱心で、コロナ対策に名を借りた不要不急の便乗予算が目につきます。3番目に、菅首相は就任早々自助・共助・公助の順番を強調し、国民に自己責任を迫る姿勢を体現化したような予算となっています。社会保障の分野では、社会保障予算の自然増を抑制するという路線を継続し、高齢者医療に窓口2割負担を導入の法案を国会に提出。年金は0.1%の引下げ、介護保険も保険料の引上げが行われる一方、公共事業は8兆円規模、軍事費は9年連続増額、過去最高額を更新。コロナ対策で大規模な補正予算を組んだことに加え、税収の大幅な落ち込みにより財政はさらに悪化しています。

このような状況の中での三宅町の令和3年度の予算案の歳入は、地方税を1億7,332万円増額、繰入金として、財政調整基金4,535万円、公債償還金3,514万円、地域振興基金80万円、ふるさと納税基金190万円、消防基金363万円、森林環境譲与税基金5万円、計8,687万円基金を取り崩し、昨年まであった過疎債の補填の役割を果たしています。予算案の内容についても、委託料として額は下がっていますが、プロポーザル方式で入札を行ったとしています。依然として随意契約が行われています。消費税の社会保障財源化分は予算では昨年と同額で、一般財源としての町負担が3,100万円増となっています。

国の社会保障の分野の抑制と、三宅町では国民健康保険税の値上げはないものの、令和6

年度の保険税の県統一化、介護保険は基準額で毎月400円の値上げ、入浴料や公共交通への住民負担の導入、後期高齢者医療は、75歳以上の窓口負担1割が2割負担への法案が国会に提出されていますので、一般会計予算と上記の特別会計については反対いたします。

なお、予算案と関連する条例案にも反対し、討論いたします。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 予算委員会の委員長報告に関連して、一般会計の予算に対する反対討論を行います。

一般会計予算には、総務費、財産管理費の中に随意契約保証型民間事業者提案制度の審査委員報償費など6万3,000円が含まれています。この件については削除すべきであるということで反対をします。予算委員会でもこの点の論議をして、2日目の冒頭、担当課から資料を提出していただき、質疑を行い、論議を行ってきましたが、いまだ私はその疑念を晴らすことができません。

制度論の観点から幾つか反対の理由を述べます。

何といっても私の疑問は、随意契約を全ての提案に対してあらかじめ保証する、そういう制度設計、仕組みについて大いに疑問があります。

1つ目は、本当に全ての事業を随意契約にする理由があるのだろうか。最高裁の判例というのを担当課が予算委員会で示してくれた事例の中に引用してくださっていましたが、最高裁の判例は、個々の事案について、競争入札でするよりも事業効果が高いとか、唯一随意契約でなければ実行できないものであるとかいう個別の事情がある場合は随意契約を認めることができるという判決でありまして、契約一般を随意契約にしてもいいという判決ではありません。

三宅町において民間からの事業者提案を受ける場合に随意契約をするという場合は、恐らくアイデアの独自性、通常、行政的手腕では発想できないようなアイデアを提案されて、それを受けるというようなケースを想定されているというふうに思うんですが、民間事業者から提案されるもの全てがそうであるとは限らない。そうすると、あらかじめ随意契約をお約束しますというやり方が本当にいいのだろうかという疑問があります。

2つ目、その結果として、事業の採択は決められども、見てみたら別に競争入札でもできたよね、あるいはプロポーザル方式で総合審査でやることも可能だったよねというようなことが出てこないのか、その点については依然として疑念が晴れません。

予算委員会の審議の中で担当課から、全国16の市町村で随意契約保証型の民間事業者提案制度があるということで紹介を受けました。その一つ一つについてざっと見てみましたが、確かに10ほどは随意契約でやりますというふうに明記していますが、それ以外の中には、例えば市民提案の補助金制度の採択の事業と一体化するというで制度に見直しをかけているところであったり、契約をする段階では行政が仕様書を作って、事業の内容や予算額については行政の主体性で決めるというようなやり方をしているところもあります。私が危惧しているようなことについて、恐らくその担当の行政は気にして、そういうやり方をとっているのではないかと思います。

予算委員会の中でも紹介しましたが、生駒市では、提案を受けた段階で、随意契約のルートなのか、プロポーザルなのか、あるいは一般競争入札なのか、まず振り分けるというやり方をしています。割と有名な三重県の桑名市では、6つの選択肢に振り分けています。独自性のある提案を受けたけれども、それは随意契約ではなくてプロポーザルでやるというような場合は、提案者の独自性を評価して加点をする、げたを履かせる、そういうようなやり方をして公平性、公正性を確保するというような工夫をしているところもあります。

つまり、この制度についてはやはりリスクもあり、行政の透明性、公正性を確保するという意味でどこで担保するのかということについては、大きな課題を持っている制度だというふうに私は考えます。行政の公正性、透明性の確保は、職員の善意に任せられるものであってはならないです。あくまでも仕組みとして公正性、透明性が確保できるという仕組みがあって、その上で職員は安心して仕事ができるのではないのでしょうか。

葛城市で道の駅をめぐる贈収賄事件が起きましたが、一般競争入札ですらそういうことが起こるんです。随意契約でもっと民間の事業者と行政担当者の距離が近づいたときにそういう働きかけが来た、そのときにただ職員の善意だけで踏ん張る、そういう仕組みが本当にいいのでしょうか。

一つの例を挙げますが、総務省の谷脇さんが辞職されました。こう言っちゃなんですが、たった数十万の供応で事務次官という最高ポストを、3年間の定年延長を捨てるような、そんなことをなぜ、恐らく谷脇さん個人の損害からいって数千万は超えるでしょう。なぜそんな選択をするのか。それは、菅総理が総務相時代にふるさと納税問題で異論を提言した課長を人事で更迭して地方に飛ばした、そういう前例があるから逆らえない。逆らったらこの省庁では働けないという力学が働いているからこういうことが起こる。それはもちろん法に違反することをやっているわけですから、本人も罪に問われますが、この仕組が変わらない限

りはこういうことは起き続ける。

三宅町で随意契約保証型民間事業者提案制度を取り入れるという場合に、このリスクに対してどういう解決策があるのか、そこを明確に示し納得できるものがなければ、私は、この制度はとてもいい制度だというふうには思えません。

現場の職員からすれば、いろんな知恵を借りたい、いろんな知恵を使って自分たちの業務を質的に向上させたい、そういう気持ちは尊いものだと思います。しかし、だからこそ、彼らがそういう善意を持って進むことが悪い結果にならないような仕組みを保障する、それは行政、議会の責任ではないかというふうに私は考え、この一般会計予算には反対をします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

川鰭議員。

○2番（川鰭実希子） 随意契約保証型民間企業提案制度について、賛成の立場から討論いたします。

理由は3点あります。

まず、随意契約だから不正が起こるわけではありません。渡辺議員もおっしゃっていましたように、指名競争入札でも談合事件などは各地で起きています。ですから、随意契約にすることでとりわけ不正が起こるというふうには考えられないと思います。

また、2点目、提案を受けて仕様書を書くというのはアイデアの盗用であります。正当な対価を払わずにアイデアを拝借することはできないと思います。

3点目、国家公務員においてあのような利害関係者との接触がありましたが、議会が職員の人たちに対して、あなたたち、不正を働くでしょうというスタンスで臨むのはいかなものかと思います。公務員は全体の奉仕者としての矜持を持って働いていると私は信じております。こういうスタンスで職員を見ることは、職員の士気をそぐことにつながると感じています。

私も前職は市役所の職員でしたが、利害関係者との接触は厳しく制限されておりました。実際に、そのことについてはしょっちゅう研修等も行われていました。ですから、国家公務員の人たちがいとも簡単にステークホルダーからの供与を受けたということにはある種の驚きを感じています。なので、国家公務員、高級官僚においてそのようなことがあったからこの自治体においても起きるというふうには思っておりません。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論。賛成、反対。反対。

松本議員。

○4番（松本 健君） 本件予算否決について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の一般会計予算には、随意契約保証型民間事業者提案制度の実施に関する予算が含まれております。随意契約保証型民間事業者提案制度は、民間の制度を取り入れるとのことから、昨年10月に町が募集をかけ、1月に審査を行い、3月に3件の採択を発表し、実証実験に入ろうとしているものと認識しております。

今回の予算は、今後もこの制度を継続していくために審査に外部委員を入れるための予算措置ということでした。予算委員会において、この制度について、民間の事業提案を取り入れるためには、審査で採択された段階で随意契約を保証する制度とすることが必要であるということ、また、採択された事業の実施に当たっては、予算措置が必要な場合は、予算措置の段階で議会の承認が必要となる、現在、他自治体でも行われている制度であると説明をいただきました。

委員会でも、採択案件を全て提案者に対して随意契約保証することへの疑問、公募受付から審査、協議、契約に至る過程の透明性担保についての疑問が投げかけられました。今回、私は、主にこの透明性担保について意見を述べさせていただきます。

今回の制度は、民間事業者がそれぞれ独自のアイデアを提案し、それを審査会で審査し、採択の可否を決めるという立てつけになっています。現在、その審査会は、副町長、教育長及び事務関係部局の部課長ということでした。

審査の過程はどういったものだったのでしょうか。審査の結果公表だけでは、どれが採択された、どれが採択されなかったという結果だけ。審査でどのような議論がなされたのか、その案件が随意契約を保証するに足る理由、期待されるアウトプットなどの説明は一切ない。次年度からは外部委員を入れる、そのための予算措置ということでしたが、もちろん外部委員は必要だと思いますが、併せて審査過程を充実させ、透明化を図ることが必要と考えます。

現在、外部委員に入っていて業者を選定するプロポーザル方式による審査といったものがありますが、その場合でも、審査の透明性が担保されているようには私には見えません。選定された結果に対して、委員会、審査会で有識者からどのような意見が述べられ、こういった観点で議論がなされ、結論が導き出されたのかを公に説明するようにしてこそ、初めて公共の機関が公平性を持った内容で業者を選んだことになるのだと思います。

勘違いしてほしくないのですが、何も失敗だったときに責任を追及するために言っている

のではありません。まずいことが起きた場合にその原因を明らかにして、改善につなげるためのものです。今のままでは、その失敗が人的なものなのか、仕組み的なものなのか、全く分かりません。

以上、現在の随意契約保証型民間事業者提案制度は、審査過程を見直し透明性を担保する必要があるとの観点から、一般会計予算の否決に賛成します。

○議長（辰巳光則君）　ほか、討論。

森内議員。

○6番（森内哲也君）　では、討論させていただきます。

予算委員会では私もこの部分が、先ほどから出ている意見のとおり、あらかじめ担当課には聞きに行っていたんですけども、そういうふうな危険性があるのであれば安易に賛成ですと言えないかな、ちょっと考えさせていただきたいという意味を込めて、賛成できなかったというのが私の気持ちなんです。一生懸命つくり上げてくださったところを賛成できずに申し訳なかったという気持ちもあるんですけども。

本日までに私のほうもちょっと調べさせていただきました。先行事例の流山市とか我孫子市だったと思うんですけども、おっしゃるように、随意契約を保証せずに民間からの提案を募集したというようなことが書かれておりまして、ある程度提案数もあったんですけども、年数を重ねるうちにメリットないやんとか、契約がなくなってきたというような事実があったり、やっぱりよい民間の活力を利用するためには、ある程度インセンティブ、メリットをつけてきてくださいということにかじ取りをしている、そういうふうな状況もあるということでありましたので、随意契約を保証すること自体がだめだというのはちょっと違うのかなというような考えに至っております。

今、松本議員のほうからもありましたやはり公正性、今回の予算がついているのは行政選の公正性を保ちたいということなので、専門家も入れて、やっぱり専門家の意見が聞きたいよねというための予算だと思っておりますので、その部分は賛成したいと思います。ただ、今、松本議員からありましたように、やはり専門家は専門家なりにこう判断したというのが後からも、ちょっと今、分からない仕組みになっているかとは思いますが、その点はやはり今後の課題かと思っておりますので、ある程度議会としても、議員としても考えていかなければいけないことかなとは思っております。

もう一点、ちょっとこれとは離れるんですが、松本委員長の報告にもあったんですけども、一言意見というか、考えとして。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業ですね。前年度148万円から今年度は79万円と、およそ50%ぐらい、半分にカットされております。この予算は、あざさ苑で住民さんの、高齢者のサークル活動に使われており、活動しておられる複数のグループの方から、M i i M oができるから何で俺らの活動が減るんやろう、減らされるんやろうみたいな声が届いております。

高齢者の生きがいと健康づくりという観点から見ると、活動量が減ることはやっぱり避けたいことですし、今後、町としても認知症対策に力を入れていこうとする方針にも、活動量が減るというのはちょっと逆行しているのかなと考えております。

また、町のみんながもっと三宅を好きになるとか町民一人一人の居場所づくりと掲げている交流まちづくりセンターM i i M oが完成するこの時期に、その全く逆の感想を住民さんに、何か三宅は嫌やなとか、居場所が奪われるというようなことが起こるのはちょっと笑えないなと思っております。行政側としては、高齢者の生きがいづくりの推進事業の予算削減とM i i M oの完成は関係ないですよというような説明も聞いているんです。それはそれで分かるんですが、やはり住民さんにとってはそんなふうには映らないだろうなと思っております。

この部分に関しては、あざさ苑での住民さんのサークル活動が減る分を、交流まちづくりセンターM i i M oの運営とか運用でカバーできるのではないかと考えております。

また、同じように、文化協会のグループのメンバーからも、「今まで中央公民館でやっていた活動がM i i M oができたらできひんやん。どうなんねやろう」というような不安とか不満を訴える声も複数の方から私のほうには届いておりますので、そのあたりはこれからまちづくりセンターM i i M oの運営とか運用とかである程度お金をかけずにカバーしていけるようなことではないかと思っておりますので、予算措置は伴わずに考えていただけるとありがたい、そんなふうに思っておりますので、とりあえず予算に関しては賛成させていただくつもりでおります。

○議長（辰巳光則君）　ほか、討論ありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君）　議案第21号　三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてに関して、反対の立場で討論させていただきます。

これは、説明があったとおり、あざさ苑の浴場の65歳以上を無料から100円にするというのですが、本提案は、あざさ苑の浴場は主に特定の方が使われているだけである、使って

いないで負担だけしている人と比べて不公平だから、少しでも不公平感を減らすために高齢者を100円にするというふうに私は認識しました。これをもって受益者負担の原則であったり負担の公平性といった提案者の説明を聞かせていただきました。

確かにあざさ苑の浴場の維持には大変な費用がかかっています。しかし、本提案は、収益を増やして費用の足しにしようというものではないように思えます。単に無料を有料にして利用者を減らそうとしているようにしか思えないのです。世の中、新自由主義がもてはやされ、とにかく無駄を削る、特定層へのサービスを削る、そういったものは有償にするといった動きがあり、そういった考えがもてはやされてきましたが、今はどちらかというところそれらを見詰め直す時期に来ていると私は考えています。

本案件についても、サービスを維持しつつコストを削減するやり方を考えていくべきだと思いますし、こういった考えはこれだけにとどまるものではなく、ほかにも伝染していくものであると考え、本条例の改正に反対します。

○議長（辰巳光則君） これに対する賛成の方、いらっしゃいますか。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。

討論は終了します。

お諮りします。

議案第1号 令和3年度三宅町一般会計予算について採決します。

採決は起立で行います。

本件に対する委員長の報告は否決です。なお、補足としまして、ここでのいう原案とは一般会計予算になりますので、一般会計予算に賛成の方は起立願います。したがって、原案のとおり採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 挙手多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第2号 令和3年度三宅町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第3号 令和3年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第4号 令和3年度三宅町介護保険特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第5号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第6号 令和3年度三宅町水道事業会計予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第7号 令和2年度三宅町一般会計第8回補正予算について採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第8号 令和2年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第9号 令和2年度三宅町後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第10号 令和2年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第11号 令和2年度三宅町公共下水道事業特別会計第2回補正予算について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第13号 三宅町交流まちづくりセンター設置条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第14号 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第21号 三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第22号 三宅町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第23号 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第24号 三宅町企業立地のための事業協力促進条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第25号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について採決します。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第1号 専決処分事項報告、令和2年度三宅町一般会計第7回補正予算について採決します。

本件は、各委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会は議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） ご異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月3日以来21日間にわたり、ご提案いたしました28件

の重要案件について慎重審議いただき、全議案のご可決・ご同意を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、目下の課題であります新型コロナウイルスワクチン接種事業については、3月1日に新設いたしました対策室を中心に、全庁を挙げて準備を進めているところでございます。

今後の見通しにつきましては、65歳以上の高齢者の皆様を対象として3月末にワクチン接種券を郵送し、4月12日前後に予診票と接種日時案内の郵送を予定しており、4月末から5月にかけてワクチン接種を開始してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、決定次第、議員皆様にご報告をさせていただくとともに、町民の皆様への周知を図ってまいります。

また、令和3年度に実施予定のコロナウイルス感染症関連の地方創生臨時交付金事業については、国の配分の下、早急に事業を組み立て、補正予算を上程し、議員皆様にご審議をお願いする予定でございますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今議会でご承認を賜りました三宅町交流まちづくりセンターM i i M oのオープンを初めとした新年度予算の執行に当たりましては、コロナ禍における住民生活の安定と「多様な「つながり」とみんなの「やりたい」を育む、みんなが自分を好きになるまち三宅町」の目標に向かって、議員皆様と共に精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。今後もより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、いよいよ春を迎え、心も体も活気あふれる時節となつてまいりました。議員皆様におかれましては、健康にも十分ご留意いただき、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君）　ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君）　これを持ちまして、令和3年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重審議、ありがとうございました。

（午後　0時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員